

広島県海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	くば漁業協同組合	大竹市御幸町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大竹市小方1丁目飛石港防波堤北側付け根 基点2 大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角 ア 1から94度10分の線と距岸150メートルの線との交点 イ ウから58度30分の線と距岸150メートル(大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地を除く)の線との交点 ウ 2から328度30分75.228メートルの所	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目	
共第2号	くば漁業協同組合	大竹市玖波地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) 基点2 大竹市玖波1丁目恵川河口左岸角 ア 1から廿日市市宮島町革竜崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	
共第3号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸150メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸150メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 基点2 大竹市可部島北端 基点3 大竹市可部島南端 基点4 廿日市市宮島町革竜崎 ア 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から70度の線と廿日市市宮島町蔽島の距岸150メートルの線との交点 ウ 2から70度の線と大竹市可部島の距岸150メートルの線との交点 エ 3から90度の線と大竹市可部島の距岸150メートルの線との交点 オ 3から90度の線と蔽島の距岸150メートルの線との交点 カ 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対蔽山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原	
共第4号	くば漁業協同組合	大竹市東栄3丁目地先	次の1ア、アイ、イウ、ウ2を結んだ4直線と護岸によって囲まれた区域 基点1 大竹市御幸町大竹港東栄埋立地南側護岸西側起点(大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地南東角から護岸沿い南西に260メートルの所)から護岸沿い西へ66.727メートルの所 基点2 大竹市東栄2丁目三井石油化学工業㈱排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所 ア 1から148度30分82.415メートルの所 イ アから58度30分103メートルの所 ウ 2から大竹市猪子島北端を見通す線と796メートルの所(小瀬川中心線との交点)	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目	
共第5号	くば漁業協同組合	大竹市御幸町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大竹市小方1丁目飛石港防波堤北側付け根 基点2 大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角 ア 1から94度10分の線と距岸200メートルの線との交点 イ ウから58度30分の線と距岸(大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地を除く)200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第6号	くば漁業協同組合	大竹市玖波地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) 基点2 大竹市玖波1丁目恵川河口左岸角から護岸沿い北東へ50メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町革菟崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸250メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対蔵山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原	
共第7号	くば漁業協同組合	廿日市市大野鳴川地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市大野ヤクショウ鼻 基点2 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) ア 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸250メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島町革菟崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対蔵山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原	
共第8号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 基点2 大竹市可部島北端 基点3 大竹市可部島南端 基点4 廿日市市宮島町革菟崎 基点5 廿日市市宮島町焼山 ア 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から70度の線と廿日市市宮島町蔵島の距岸200メートルの線との交点 ウ 2から70度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点 エ 3から90度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点 オ 3から90度の線と蔵島の距岸200メートルの線との交点 カ 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 キ 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 ク 5から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市小方1・2丁目、黒川1～3丁目、御園1・2丁目、玖波1～8丁目、阿多田、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対蔵山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原	
共第9号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央) 基点2 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) ア 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第10号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 基点2 大竹市可部島北端 基点3 大竹市可部島南端 基点4 廿日市市宮島町革竜崎 基点5 廿日市市宮島町焼山 ア 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から70度の線と廿日市市宮島町蔽島の距岸200メートルの線との交点 ウ 2から70度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点 エ 3から90度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点 オ 3から90度の線と蔽島の距岸200メートルの線との交点 カ 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 キ 4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 ク 5から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す	第二種共同漁業	つば網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	
共第11号	くば漁業協同組合	大竹市小方1丁目地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた新川の区域 基点1 大竹市小方1丁目新川橋下流側右岸付け根 基点2 大竹市小方1丁目新川橋下流側左岸付け根	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目	
共第12号	くば漁業協同組合	大竹市港町地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた大膳川の区域 基点1 大竹市黒川1丁目大膳橋下流側右岸付け根 基点2 大竹市黒川1丁目大膳橋下流側左岸付け根	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目	
共第13号	くば漁業協同組合	大竹市玖波1丁目地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた恵川の区域 基点1 大竹市玖波1丁目恵川JRR山陽本線鉄橋下流側左岸付け根 基点2 大竹市玖波1丁目恵川JRR山陽本線鉄橋下流側右岸付け根 基点3 大竹市玖波1丁目恵川恵川新橋上流側右岸付け根 基点4 大竹市玖波1丁目恵川恵川新橋上流側左岸付け根	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	
共第14号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) ア 1から大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地縁地護岸北西角を見通す線と廿日市市宮島町革竜崎から大竹市阿多田島高山の高を見通す線を北西に延長した線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	
共第15号	阿多田島漁業協同組合	広島県と山口県との県境地先	次の1ア、ア5、5イ、イウ、ウ7、7・2を結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第3号、共第16号の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 基点2 廿日市市宮島町革竜崎 基点3 小瀬川河口における広島県と山口県との県境第1標柱 基点4 大竹市東栄2丁目三井石油化学工業練排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの所(小瀬川中心線との交点) 基点5 大竹市甲島の高 基点6 大竹市白石灯台 基点7 大竹市阿多田島シビト鼻 ア 3から4を見通す延長線と5から大竹市玖波356高地を見通す線との交点 イ 5から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と6から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点 ウ 7から呉市倉橋町黒島北西端を見通す線と6か	第一種共同漁業	とりがいなまこしゃこえむし	12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市阿多田、呉市音戸町(ただし早瀬、田原を除く。)	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第16号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島地先	大竹市阿多田島及び猪子島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 うに類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
共第17号	阿多田島漁業協同組合	大竹市甲島地先	次の1アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大竹市甲島の高から大竹市玖波356高地を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点 基点2 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点 ア 1から大竹市玖波356高地を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第一種共同漁業	さざえ あわび類 うに類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
共第18号	阿多田島漁業協同組合	広島県と山口県との県境地先	次の1ア、ア5、5イ、イウ、ウ7、7・2を結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第8号、共第20号及び共第21号の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻） 基点2 廿日市市宮島町葦電崎 基点3 小瀬川河口における広島県と山口県との県境第1標柱 基点4 大竹市東栄2丁目三井石油化学工業㈱排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの所（小瀬川中心線との交点） 基点5 大竹市甲島の高 基点6 大竹市白石灯台 基点7 大竹市阿多田島シビト鼻 ア 3から4を見通す延長線と5から大竹市玖波356高地を見通す線との交点 イ 5から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と6から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
共第19号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島地先	大竹市阿多田島及び猪子島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
共第20号	阿多田島漁業協同組合	大竹市白石地先	大竹市白石距岸250メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
共第21号	阿多田島漁業協同組合	大竹市甲島地先	次の1アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大竹市甲島の高から大竹市玖波356高地を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点 基点2 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点 ア 1から大竹市玖波356高地を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 袋付建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
共第22号	地御前漁業協同組合	廿日市市地御前・阿品地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所） 基点2 廿日市市地御前5丁目田屋埋立地北東角 基点3 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南西角 ア 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目	
共第23号	地御前漁業協同組合	廿日市市地御前地先	次の4ア、ア1を結んだ2直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側埋立地南東角から護岸沿い北へ70メートルの所 基点2 廿日市市地御前1丁目護岸東角 基点3 廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界） 基点4 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所 基点5 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西へ575メートルの所 ア 5から1を見通す線上60メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第24号	地御前漁業協同組合	廿日市市地御前・阿品地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ5を結んだ5直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第27号の区域を除く。 基点1 廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 基点2 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南東角 基点3 廿日市市地御前1丁目護岸東角 基点4 廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点(新旧護岸境界) 基点5 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所 基点6 廿日市市木材港南南側護岸南角 基点7 6から護岸沿い北東へ380メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートルの所 イ 2から148度700メートルの所 ウ 7から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上60メートルの所 エ 6から198度85メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目、広島市佐伯区千同、旭園、海老園、海老山町、隅の浜	
共第25号	地御前漁業協同組合	廿日市市地御前・阿品地先	次の1ア、アイ、イウ、ウ5を結んだ4直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 基点2 廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南東角 基点3 廿日市市地御前1丁目護岸東角 基点4 廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点(新旧護岸境界) 基点5 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所 基点6 廿日市市木材港南南側護岸南角 ア 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートルの所 イ 2から148度700メートルの所	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目	
共第26号	地御前漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオカ、カ9を結んだ2直線と10・11を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3キ、キク、ク4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営桟橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央) 基点2 廿日市市宮島町幸町有之浦陸側西端から東へ1番目のヒンジ式ゲート西側付け根 基点3 廿日市市宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所(県有地と町有地との境界杭) 基点4 廿日市市宮島町胡町防波堤突端 基点5 廿日市市宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根 基点6 廿日市市宮島町小なきり鼻 基点7 廿日市市宮島町聖崎 基点8 廿日市市宮島町中崎南東端 基点9 廿日市市宮島町せんこ鼻北端 基点10 廿日市市宮島町包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根 基点11 10から120度の線と廿日市市宮島町包ヶ浦川右岸との交点 ア 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島口1丁目地藏ヶ鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から廿日市市宮島口1丁目地藏ヶ鼻の護岸南東端を見通す線上500メートルの所 エ 6から廿日市市宮島口1丁目地藏ヶ鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 オ 7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第27号	地御前漁業協同組合	廿日市市阿品地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 基点2 廿日市市阿品1丁目西幸記念碑埋立地北側付け根 ア 1から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上250メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上450メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上450メートルの所 エ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上250メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目	
共第28号	大野漁業協同組合	廿日市市宮浜温泉地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端 基点2 廿日市市と大竹市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) ア 1から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島町革竜崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1	
共第29号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島口、前空、梅原地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを8から距岸150メートルで結んだ線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオカ、カ6を結んだ2直線と2・3、4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島口と阿品との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 基点2 廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角) 基点3 廿日市市大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所 基点4 廿日市市大野毛保川河口左岸角(西側)から護岸沿い北西へ25メートルの所 基点5 廿日市市梅原毛保川河口右岸角(北側)から護岸沿い北西へ25メートルの所(河口から1番目の階段付け根) 基点6 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端 基点7 廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地北東角 基点8 7から護岸沿い西へ51メートルの所(護岸内角) 基点9 廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地南角(地蔵ヶ鼻東側護岸との交点) ア 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 8から46度150メートルの所 ウ 7から85度100メートルの所 エ 9から70度150メートルの所 オ 6から135度の線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目	
共第30号	大野漁業協同組合	廿日市市宮浜温泉地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端 基点2 廿日市市と大竹市との海岸線における境界(鳴川川河口中央) ア 1から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島町革竜崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第31号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島口、前空、梅原地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを8から距岸150メートルで結んだ線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ6を結んだ2直線と2・3、4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 廿日市市宮島口と阿品との海岸線における境界(宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所) 基点2 廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角) 基点3 廿日市市大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所 基点4 廿日市市大野毛保川河口左岸角(北側)から護岸沿い北西へ25メートルの所 基点5 廿日市市梅原毛保川河口右岸角(北側)から護岸沿い北西へ25メートルの所(河口から1番目の階段付け根) 基点6 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端 基点7 廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地北東角 基点8 7から護岸沿い西へ51メートルの所(護岸内角) 基点9 廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地南角(地藏ヶ鼻東側護岸との交点) ア 1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 8から46度150メートルの所 ウ 7から85度100メートルの所 エ 9から70度150メートルの所 オ 6から135度の線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目	
共第32号	大野町漁業協同組合	廿日市市大野、宮島町地先	次のアイを結んだ直線とイウを廿日市市宮島町距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを廿日市市距岸150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島口西観音崎 基点2 廿日市市宮島町大黒鼻北西端 基点3 廿日市市宮島町白鼻 基点4 廿日市市梅原蛭ヶ崎南鼻 ア 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 4から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1	
共第33号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、次の除外区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央) 基点2 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) ア 1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第34号	大野町漁業協同組合	廿日市市丸石地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市沖塩屋4丁目大野下水浄化センター埋立地西側付け根から護岸沿い南東へ200メートルの所 基点2 廿日市市丸石2丁目国立研究開発法人水産研究・教育機構廿日市庁舎埋立地護岸東端 基点3 廿日市市大野ヤクショウ鼻 ア 2から廿日市市宮島町赤石を見通す(132度)線と距岸200メートルの線との交点 イ 3から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1～2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1～2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1～2丁目、下の浜、梅原1～2丁目、塩屋1～2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1～2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1～2丁目、大野1～2丁目、大野原1～4丁目、大竹市玖波1	
共第35号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町上室浜州鼻(砂浜中央) 基点2 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) ア 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1～2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1～2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1～2丁目、下の浜、梅原1～2丁目、塩屋1～2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1～2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1～2丁目、大野1～2丁目、大野原1～4丁目、大竹市玖波1	
共第36号	大野町漁業協同組合	廿日市市梅原地先	次の1アを結んだ直線とアイを1を中心とした半径200メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端 ア 1から廿日市市宮島町白鼻を見通す線上200メートルの所 イ 1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線と廿日市市沖塩屋大野下水浄化センター埋立地南側護岸との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1～2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対厳山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1～2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1～2丁目、下の浜、梅原1～2丁目、塩屋1～2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1～2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1～2丁目、大野1～2丁目、大野原1～4丁目、大竹市玖波1	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第37号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ7を結んだ直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3カ、カキ、キ4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営桟橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域並びに次の除外区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央) 基点2 廿日市市宮島町幸町有之浦陸側東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根 基点3 廿日市市宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所(県有地と町有地との境界杭) 基点4 廿日市市宮島町胡町防波堤突端 基点5 廿日市市宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根 基点6 廿日市市宮島町小なきり鼻 基点7 廿日市市宮島町せんご鼻北端 基点8 廿日市市宮島町包ヶ浦川河口から1番目の橋路の下流側左岸付け根跡 基点9 廿日市市宮島町包ヶ浦川河口から1番目の橋路の下流側右岸付け根跡 ア 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線上450メートルの所 エ 6から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 オ 7から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 カ 3から281度270メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
共第38号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点1 廿日市市宮島町革筆崎 基点2 廿日市市宮島町せんご鼻北端 ア 1から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
共第39号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオ7を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3カ、カキ、キ4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営桟橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町上室浜洲鼻(砂浜中央) 基点2 廿日市市宮島町幸町有之浦陸側東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根 基点3 廿日市市宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所(県有地と町有地の境界杭) 基点4 廿日市市宮島町胡町防波堤突端 基点5 廿日市市宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根 基点6 廿日市市宮島町小なきり鼻 基点7 廿日市市宮島町聖崎 ア 1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線上500メートルの所 エ 6から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 オ 7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 カ 3から281度270メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町、大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対蔵山、前望、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原、地御前、地御前北、住吉、上平良、宮内、大竹市玖波1～8丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第40号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町地先	次の1・ア、イ、イ3を結んだ3直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町聖崎 基点2 廿日市市宮島町崎鼻の南東端 基点3 廿日市市宮島町せんご鼻北端 基点4 廿日市市宮島町包ヶ浦川河口左岸の突堤 南側付け根 基点5 4から120度の線と廿日市市宮島町包ヶ浦川右岸との交点 ア 1から広島市佐伯区海老山の高を見通す線上200メートルの所 イ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上200メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
共第41号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音新町地先(太田川放水路)	次の1・2を結んだ直線と3・ア、イ、ウ、ウエ、エ6を結んだ5直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 広島市西区庚午北1丁目旭橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所 基点2 広島市西区庚午北1丁目旭橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所 基点3 広島市西区庚午中4丁目庚午橋下流橋下流側右岸付け根 基点4 広島市西区草津港1丁目南東角(草津漁港東側防波堤西側付け根)から護岸沿い北へ310メートルの所 基点5 広島市西区広島市西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北へ350メートルの所 基点6 広島市西区広島市西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北へ550メートルの所 ア 3から広島市西区観音新町2丁目庚午橋下流橋下流側左岸付け根を見通す線上75メートルの所 イ 4から5を見通す線上130メートルの所 ウ 5から4を見通す線上80メートルの所 エ 6から護岸に直角に50メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、観音本町1・2丁目、南観音1・2丁目、中区江波東1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、舟入町、南区皆実町1～6丁目	
共第42号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音、中区江波地先(天満川)	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線とアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クク、ケコ、コサ、サ8を結んだ11直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 広島市西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所 基点2 広島市中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所 基点3 広島市西区観音新町3丁目船だまり入口北側の国土交通省天満川観音新町第一高潮堤防工事金属標から護岸沿い東へ12メートルの所 基点4 広島市西区観音新町4丁目船だまり南東角 基点5 広島市中区江波沖町江波橋西側北詰 基点6 広島市中区江波沖町江波橋西側南詰 基点7 広島市西区観音新町4丁目の新旧埋立地境界護岸点 基点8 広島市中区江波沖町三菱重工㈱広島造船所江波工場敷地護岸南東角 ア 7から護岸沿い北へ10メートルの所 イ 7から91度47分53秒22.3メートルの所 ウ 7から154度15分7秒25.1メートルの所 エ 7から154度56分56秒30.5メートルの所 オ 7から145度46分46秒38.9メートルの所 カ 7から147度6分55秒41.4メートルの所 キ 7から168度53分7秒57.6メートルの所 ク 7から175度38分35秒52.7メートルの所 ケ 7から189度44分47秒86.2メートルの所 コ 7から203度8分55秒150.1メートルの所 サ 8から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、観音本町1・2丁目、南観音1・2丁目、中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、舟入町、南区皆実町1～6丁目	
共第43号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音、中区舟入地先(天満川)	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、1・3の間の高潮対策河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。 基点1 広島市西区東観音町観船橋下流側右岸付け根 基点2 広島市中区舟入町観船橋下流側左岸付け根 基点3 広島市西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所	第一種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、観音本町1・2丁目、南観音1・2丁目、中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、舟入町、南区皆実町1～6丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第44号	広島市漁業協同組合	広島市中区舟入、江波、吉島地先(本川)	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、除外区域を除く。 基点1 広島市中区河原町西平和大橋下流側右岸付け根 基点2 広島市中区中島町西平和大橋下流側左岸付け根 基点3 広島市中区江波南2丁目南東角 基点4 広島市中区南吉島2丁目南西角	第一種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、吉島西1・2丁目、吉島東1・2丁目、南区皆実町1～6丁目	
共第45号	広島市漁業協同組合	広島市中区吉島、千田、南区比治山地先(元安川、京橋川)	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、1・7の間、2・3の間及び4・8の間の高潮対策河川構造物敷の区域並びに次の除外区域を除く。 基点1 広島市中区住吉町明治橋下流側右岸付け根 基点2 広島市中区大手町5丁目明治橋下流側左岸付け根 基点3 広島市中区昭和町比治山橋下流側右岸付け根 基点4 広島市南区比治山本町比治山橋下流側左岸付け根 基点5 広島市中区吉島新町1丁目南東角 基点6 広島市南区出島1丁目出島歩道橋北側の護岸階段上部付け根北西角から護岸沿い南へ46メートルの所 基点7 広島市中区吉島東1丁目南千田橋上流側右岸付け根 基点8 広島市南区皆実町6丁目御幸橋下流側左岸付け根	第一種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、吉島東1・2丁目、南千田東町、南千田西町、南区皆実町1～6丁目	
共第46号	広島市漁業協同組合	広島市南区元宇品町地先	次の1・2を結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 広島市南区元宇品町広島グランドプリンスホテル南側防波堤南側付け根 基点2 広島市南区元宇品町宇品シーサイドマンション敷地北側の延長線と護岸との交点 ア 1から防波堤の延長線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から広島市南区出島2丁目広島港西側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 次の1・ア、イ、ア、イ、ア、イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区元宇品町3-28新未来建設㈱東側の荷揚場の北側付け根 基点2 広島市南区元宇品町大西運輸㈱南の船だまり北側防波堤突端 ア 1から広島市南区宇品海岸3丁目第6官区海上保安本部南側棧橋突端を見通す線と150メートルの所 イ 2から80度150メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区元宇品町、宇品海岸1・2丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品東1～7丁目、宇品西1～4丁目	
共第47号	広島市漁業協同組合	広島市南区元宇品町地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と8・9を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、2から広島市南区東雲3丁目仁保橋上流側右岸付け根までの猿猴川右岸の河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。 基点1 広島市南区大州1丁目東大橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 基点2 広島市南区上東雲町東大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 基点3 広島市南区大州5丁目新大洲橋下流側右岸付け根 基点4 安芸郡府中町新大洲橋下流側左岸付け根 基点5 広島市南区東雲3丁目湖崎公園護岸南東角(仁保橋南側) 基点6 5から170度の線と対岸との交点 基点7 8から274度の線と対岸との交点 基点8 広島市南区向洋大原町船だまり南側護岸北角(東洋大橋北側橋西側線と海岸線との交点) 基点9 広島市南区向洋大原町船だまり北側護岸と8から東洋大橋北側橋西側線に平行に引いた線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区元宇品町、宇品海岸1・2丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品東1～7丁目、宇品西1～4丁目	
共第48号	広島市漁業協同組合	広島市南区東雲、仁保、向洋、安芸郡府中町地先(猿猴川)	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と8・9を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、2から広島市南区東雲3丁目仁保橋上流側右岸付け根までの猿猴川右岸の河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。 基点1 広島市南区大州1丁目東大橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 基点2 広島市南区上東雲町東大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所 基点3 広島市南区大州5丁目新大洲橋下流側右岸付け根 基点4 安芸郡府中町新大洲橋下流側左岸付け根 基点5 広島市南区東雲3丁目湖崎公園護岸南東角(仁保橋南側) 基点6 5から170度の線と対岸との交点 基点7 8から274度の線と対岸との交点 基点8 広島市南区向洋大原町船だまり南側護岸北角(東洋大橋北側橋西側線と海岸線との交点) 基点9 広島市南区向洋大原町船だまり北側護岸と8から東洋大橋北側橋西側線に平行に引いた線との交点	第一種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区仁保1～4丁目、向洋大原町、青崎2丁目、堀越3丁目、向洋新町1丁目、上東雲町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目	
共第49号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町似島地先	広島市南区似島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第50号	広島市漁業協同組合	広島市佐伯区案々園地先	次の2ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カ5を結んだ7直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については広島市佐伯区案々園6丁目西側護岸の延長線から西側の区域を除く。 基点1 廿日市市桜尾3丁目護岸東端 基点2 広島市佐伯区美の里2丁目美の里ポンプ場の水門西側付け根の護岸角から護岸沿い西へ40メートルの所(護岸継目) 基点3 広島市佐伯区美の里1丁目岡の下川河口右岸角(北側)から護岸沿い北西へ79メートルの所 基点4 広島市佐伯区案々園6丁目岡の下川河口左岸角(北側)から護岸沿い北西へ116メートルの所 基点5 広島市佐伯区海老園4丁目五日市漁港西側の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ373メートルの所 ア 1と2を結んだ線の中央点(広島市と廿日市市との佐方川河口における境界) イ アから江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上70メートルの所 ウ イから70度11分305メートルの所 エ ウから95度330メートルの所 オ エから139度115メートルの所 カ 5から156度295メートルの所	第一種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市佐伯区	
共第51号	広島市漁業協同組合	広島市南区月見町地先	次の1アを結んだ直線とアカを1を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線とカイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1ウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、クコ、コサ、サ3を結んだ10直線と護岸とによって囲まれた区域を除く。 基点1 広島市南区月見町広島エルビーカスターミナル棟東側入口前(南東側)の護岸角から護岸沿い東へ40メートルの所 基点2 広島市南区月見町的場川河口右岸角 基点3 広島市南区月見町櫛グリーンエナジーと丸本鋼材㈱・丸本運輸㈱の敷地境界線の延長と護岸との交点から護岸沿い南西へ30メートルの所 ア 1から195度16分18秒150メートルの所 イ 2から広島市安芸区船越南5丁目南側埋立地(瀬野川右岸河口埋立地)西角を見通す線と南区月見町距岸150メートルの線との交点 ウ 1から195度16分18秒125メートルの所 エ ウから護岸に直角の線と1を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線との交点 オ 1から護岸に直角に100メートルの所 カ 1から護岸に直角に150メートルの所 キ カから護岸に平行に引いた線上(北東)100メートルの所 ク キから護岸に直角に引いた線上(北西)50メートルの所 ケ ケから護岸に平行に引いた線上(北東)230メートルの所 コ ケから護岸に直角に引いた線上(南東)50メートルの所 サ 3から護岸に直角に150メートルの所	第一種共同漁業	なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区向洋大原町、向洋本町、青崎2丁目、堀越2丁目、向洋新町1丁目	
共第52号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸20メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、護岸構造物敷の区域を除く。 基点1 広島市南区金輪島例木の鼻 基点2 広島市南区金輪島金輪島集会所西の公園敷地北西角前の棧橋西側付け根から護岸沿い北西へ195メートルの所 ア 1から広島市南区元宇品南端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 イ 2から広島市南区黄金山の高を見通す線と距岸20メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区仁保1～4丁目、日宇那町、向洋大原町、金輪島、丹那町、丹那新町、旭1～3丁目、北大河町、南大河町、山城町	
共第53号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸20メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。 基点1 広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所 基点2 広島市南区金輪島櫛新来島宇品どつく南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所 ア 1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸25メートルの線との交点 イ 2から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地棧橋南側付け根を見通す線と距岸25メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区仁保1～4丁目、日宇那町、向洋大原町、金輪島、丹那町、丹那新町、旭1～3丁目、北大河町、南大河町、山城町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第54号	広島市漁業協同組合	広島市南区元宇品町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区元宇品広島港東側防波堤南側付け根 基点2 広島市南区元宇品南端ア 広島港東側防波堤(離岸堤)と距岸100メートルの線との南側交点 イ 2から広島市南区峠島北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区元宇品町、宇品海岸1・2丁目、宇品西1～4丁目、日宇那町、皆実町1～6丁目、中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、西区草津浜町、草津南1・2丁目	
共第55号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町似島地先	広島市南区似島距岸350メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	
共第56号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドック中央から東西へ幅200メートルの区域を除く。 基点1 安芸郡坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所 基点2 安芸郡坂町水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ21.5メートルの所 基点3 安芸郡坂町植田マツダスチール㈱第3工場埋立地南西角 基点4 安芸郡坂町植田広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角 ア 1から広島市南区仁保沖町マツダ㈱宇品工場敷地護岸南東角(広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ ウから328度19分10秒の線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
共第57号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とウ2を結んだ2直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、安芸郡坂町小屋浦国道31号南側道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外線の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 安芸郡坂町亀石マツダ㈱埋立地護岸南角(埋立地南側護岸のバラベツ東端) 基点2 海岸線における安芸郡坂町と呉市の市町標識間の中央(護岸の呉市表示鉄から護岸沿い北へ60.7メートルの所) 基点3 安芸郡坂町小屋浦天地川小屋浦橋(歩道橋)下流側右岸付け根 基点4 安芸郡坂町小屋浦天地川小屋浦橋(歩道橋)下流側左岸付け根 ア 1から189度4.5メートルの所 イ アから234度の線と距岸150メートルの線との交点 ウ 2から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
共第58号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドック中央から東西へ幅200メートルの区域を除く。 基点1 安芸郡坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所 基点2 安芸郡坂町水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ21.5メートルの所 基点3 安芸郡坂町植田マツダスチール㈱第3工場埋立地南西角 基点4 安芸郡坂町植田広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角 ア 1から広島市南区仁保沖町マツダ㈱宇品工場敷地護岸南東角(広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角)を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ ウから328度19分10秒の線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第59号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町地先	次の1ア、アイ、イブを結んだ3直線と2フエを1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線とエオ、オカ、カキを結んだ3直線とキクを距岸200メートルで結んだ線とク6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地及び坂町亀石マツダ桟埋立地の捨石の区域並びに坂町小屋浦国道31号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外線の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 安芸郡坂町観音崎北西の鼻から南へ1番目の鼻北西端 基点2 安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地護岸北西角 基点3 安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地護岸南西角(用水路出口右岸角) 基点4 安芸郡坂町亀石マツダ桟埋立地南西角 基点5 安芸郡坂町総合エナジー桟坂亀石山油槽所桟橋北側付け根 基点6 海岸線における安芸郡坂町と呉市の市町標識間の中央(護岸の呉市表示板から護岸沿い北へ60.7メートルの所) ア 1から323度7分50秒12.5メートルの所 イ アから297度45分30秒54.2メートルの所 ウ イから332度32分50秒の線と1を中心とした半径200メートルの円弧との交点 エ 2から233度の線と1を中心とした半径200メートルの円弧との交点 オ 3から安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地西側護岸に直角に100メートルの所 カ 4から安芸郡坂町亀石マツダ桟埋立地西側護岸に直角に100メートルの所 キ 5から294度200メートルの所 ク 6から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を最東点とし距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
共第60号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町小黒神島地先	江田島市沖美町小黒神島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第61号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町大奈佐美島地先	江田島市沖美町大奈佐美島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第62号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町絵の島地先	江田島市沖美町絵の島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第63号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町安渡島地先	江田島市沖美町安渡島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第64号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町三吉、美能地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 基点2 江田島市沖美町三吉と能美町高田との海岸線における境界 ア 1から江田島市沖美町俎石を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す(34度)線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第65号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町絵の島地先	江田島市沖美町絵の島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第66号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町大奈佐美島地先	江田島市沖美町大奈佐美島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第67号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町三吉、 美能地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 基点2 江田島市沖美町三吉と能美町高田との海岸線における境界 ア 1から江田島市沖美町炬石を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す(34度)線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第68号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町小黑神島地先	江田島市沖美町小黑神島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第69号	沖漁業協同組合	江田島市沖美町美能、 是長、沖地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 基点2 江田島市沖美町赤曲鼻 ア 1から江田島市沖美町炬石を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第70号	沖漁業協同組合	江田島市沖美町大矢鼻地先	次の1ア、アイ、イ2、2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町赤曲鼻 基点2 江田島市沖美町と能美町鹿川との海岸線における境界(大矢鼻) ア 1から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線上150メートルの所 イ 2から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上150メートルの所	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町、能美町鹿川	
共第71号	沖漁業協同組合	江田島市沖美町大黒神島地先	江田島市沖美町大黒神島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町、能美町鹿川	
共第72号	沖漁業協同組合	江田島市沖美町美能、 是長、沖地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根 基点2 江田島市沖美町赤曲鼻 ア 1から江田島市沖美町炬石を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町	
共第73号	沖漁業協同組合	江田島市沖美町大矢鼻地先	次の1ア、アイ、イ2、2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町赤曲鼻 基点2 江田島市沖美町と能美町鹿川との海岸線における境界(大矢鼻) ア 1から江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻を見通す線上200メートルの所 イ 2から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上200メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町、能美町鹿川	
共第74号	沖漁業協同組合	江田島市沖美町大黒神島地先	江田島市沖美町大黒神島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市沖美町是長、 炬、岡大王、能美町鹿川	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第75号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町、大柿町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 江田島市能美町高田と沖美町三吉との海岸線における境界 基点2 江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥) 基点3 江田島市能美町能美海上ロッジ建物南角ア 1から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町大原242高地を見通す(344度)線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と最大高潮時海岸線との交点 エ 3から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と距岸125メートルの線との交点 オ 3から74度213メートルの所	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬	
共第76号	内能美漁業協同組合	江田島市大柿町飛渡瀬地先(外海)	次の1ア、アイ、イウ、ウ3を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町柿浦三東新開北側の新開南東角 基点2 3から護岸沿い西へ120メートルの所 基点3 江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界(外海) ア 1から江田島市江田島町秀崎突端を見通す線上50メートルの所 イ 2から江田島市大柿町引島灯台を見通す線上50メートルの所 ウ 3から江田島市大柿町引島灯台を見通す線上50メートルの所	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬	
共第77号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町、大柿町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 江田島市能美町高田と沖美町三吉との海岸線における境界 基点2 江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥) 基点3 江田島市能美町能美海上ロッジ建物南角ア 1から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町大原242高地を見通す(344度)線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と最大高潮時海岸線との交点 エ 3から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(37度)線と距岸125メートルの線との交点 オ 3から74度213メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬	
共第78号	鹿川漁業協同組合	江田島市能美町鹿川地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町鹿川と沖美町との海岸線における境界(大矢鼻) 基点2 江田島市能美町鹿川エムシーターミナル側第1埋立地南西端 ア 1から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から89度の線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市能美町鹿川	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第79号	鹿川漁業協同組合	江田島市能美町鹿川地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び2・3を結んだ直線から下流の江田島市能美町中郷川の区域 基点1 江田島市能美町鹿川石垣新開護岸南側付け根の護岸階段南側付け根(カーブミラー)から護岸沿い南へ165メートルの所(護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱) 基点2 江田島市能美町鹿川中郷川大矢橋下流側右岸付け根 基点3 江田島市能美町鹿川中郷川大矢橋下流側左岸付け根 基点4 江田島市能美町鹿川と大柿町との海岸線における境界 ア 1から江田島市大柿町船頭鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市能美町鹿川	
共第80号	鹿川漁業協同組合	江田島市能美町鹿川地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町鹿川と沖美町との海岸線における境界(大矢鼻) 基点2 江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(側)第1埋立地南西端 ア 1から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から89度の線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市能美町鹿川	
共第81号	鹿川漁業協同組合	江田島市能美町鹿川地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根(カーブミラー)から護岸沿い南へ165メートルの所(護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱) 基点2 江田島市能美町鹿川と大柿町との海岸線における境界 ア 1から江田島市大柿町船頭鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市能美町鹿川	
共第82号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(江田島市大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第84号の区域を除く。 基点1 江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界 基点2 江田島市大柿町観休鼻 ア 1から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町	
共第83号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町長島地先	江田島市大柿町長島距岸(大柿町我島を含む。)150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町	
共第84号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江島戸地先	次の2ア、アイ、イブ、フイを結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 2から護岸沿い北西へ100メートルの所(護岸角) 基点2 江田島市大柿町深江島戸川北西の埋立地護岸南西角 基点3 江田島市大柿町深江島戸川島戸橋下流側右岸付け根 基点4 江田島市大柿町深江沖野島沖野島橋北西側の橋台北西端(沖野島橋欄干の北西側付け根から北東へ6メートルの所) ア 3から江田島市大柿町沖野島通り穴の鼻南西側護岸と道路との北側接点を見通す線と島戸川河口西側埋立地西側護岸の延長線との交点 イ 3から江田島市大柿町沖野島通り穴の鼻南西側護岸と道路との北側接点を見通す線と4から島戸川河口から北へ2番目の埋立地南西角を見通す線との交点 ウ 1から江田島市大柿町沖野島通り穴の鼻南東端を見通す線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第85号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(江田島市大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界 基点2 江田島市大柿町親休鼻 ア 1から江田島市大柿町沖野島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町	
共第86号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町長島地先	江田島市大柿町長島距岸(大柿町我島を含む。)200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町	
共第87号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町地先	次の1アを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町親休鼻 基点2 江田島市大柿町柿木鼻 基点3 江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端 ア 1から山口県岩国市保高島の高を見通す線上200メートルの所 イ 2から224度の線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町	
共第88号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町親休鼻 基点2 江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端 ア 1から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町	
共第89号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町、呉市音戸町地先	次の1アを結んだ直線とアエを距岸150メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線とイ2を結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ27メートルの護岸内角 基点2 江田島市大柿町大君梶掛ノ鼻南端 基点3 呉市音戸町藤脇3丁目の鼻(藤脇バイパス入口の護岸内角(護岸排水管の東端)から護岸沿い東へ75メートルの所) 基点4 呉市音戸町田原ホーン鼻(宝石) ア 1から4を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から呉市倉橋町宇和木防波堤付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 4から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町(ただし、深江、大原を除く。)、呉市音戸町早瀬	
共第90号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(江田島市大柿町引島を含む。)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第76号の区域を除く。 基点1 江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界(外海) 基点2 江田島市大柿町大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ27メートルの護岸内角 ア 1から江田島市大柿町引島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市音戸町田原ホーン鼻(宝石)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町(ただし、深江、大原を除く。)	
共第91号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町中の鼻北東端 基点2 江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端 ア 1から呉市音戸町早瀬島々首を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町(ただし、深江、大原を除く。)	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第92号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(江田島市大柿町引島を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界(外海) 基点2 江田島市大柿町明神鼻 ア 1から江田島市大柿町引島東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市音戸町サタメノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町(ただし、深江、大原を除く。)	
共第93号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町小用地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町ニツ小島東端 基点2 江田島市江田島町売の鼻 ア 1から呉市天応天狗城山の高(293メートル)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市吉浦小麗女島南端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町	
共第94号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町高須地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町高須鼻 基点2 江田島市江田島町鼻 ア 1から呉市天応島帽子若北側の高(392メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町	
共第95号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町秋月地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町小用ももだか埋立地南東角 基点2 江田島市江田島町在日米軍秋月弾薬庫北側物揚護岸北東角 基点3 江田島市江田島町鼻ノ首突端 ア 2から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 イ 1から3を見通す線と2から豆倉鼻を見通す線との交点 ウ 3から1を見通す線上140メートルの所 エ 3から江田島市江田島町高須南鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用	
共第96号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町鷺郷地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町鷺郷2丁目江田島市消防本部埋立地西側護岸北西角 基点2 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥) ア 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町大須山南東の242高地を見通す(344度)線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町、大柿町飛渡瀬	
共第97号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町宮ノ原地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町鼻グリ 基点2 江田島市江田島町鷺郷2丁目江田島市消防本部埋立地西側護岸北西角 基点3 江田島市江田島町宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ42メートル(大原川河口右岸)のスベリ東側付け根 基点4 3から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点 ア 1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町	
共第98号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町若宮地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町秋月若宮の鼻(売の鼻) 基点2 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界(外海) ア 1から呉市小麗女島南端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市大柿町引島北端(燈台)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原、小用	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第99号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町宮ノ原地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第102号の区域を除く。 基点1 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥) 基点2 江田島市江田島町高須鼻 基点3 江田島市江田島町宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ42メートル(大原川河口右岸)のスベリ東側付け根 基点4 3から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点 ア 1から江田島市江田島町大須山南東の242高地を見通す(344度)線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市天応烏帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線(59度)と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町	
共第100号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町秋月地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町秋月島ノ首 基点2 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界(外海) ア 1から呉市宮浦宮花町豆倉鼻南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市大柿町引島北端(燈台)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用、宮ノ原	
共第101号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町宮ノ原地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町キサキ鼻 ア 1から江田島市大柿町と能美町中町との海岸線における境界を見通す線上600メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
共第102号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町宮ノ原地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町キサキ鼻 ア 1から江田島市江田島町津久茂小島鼻(小島新開南端)を見通す線上150メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
共第103号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町切串地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町鼻グリ 基点2 江田島市江田島町切串3丁目長谷川切串大橋下流側左岸付け根 基点3 江田島市江田島町切串2丁目長谷川切串大橋下流側右岸付け根 基点4 江田島市江田島町二ツ小島東端 ア 1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から呉市天応天狗城山の高(293メートル)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりが い なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市江田島町	
共第104号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町、警固屋地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(呉市音戸町三ツ子島及びトンサキ島を含む。)150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と5ウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4、6・7をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市音戸町田原1丁目猿ヶ鼻 基点2 呉市音戸町坪井1丁目三軒屋ノ鼻(階段工北側付け根) 基点3 呉市警固屋4丁目音戸警固屋ノバス入口埋立地道路護岸北端(旧護岸との交点)から護岸沿い南へ80メートルの所 基点4 呉市警固屋6丁目日の出川河口右岸角 基点5 呉市警固屋町と阿賀南9丁目との海岸線における境界 基点6 呉市警固屋8丁目鼻崎 基点7 呉市音戸町清盛塚の南側石積護岸を西へ延長した線と道路護岸との交点(拝観桟橋渡橋北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所) 基点8 呉市音戸町高須3丁目双見ノ鼻 ア 1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 3から呉市音戸町トンサキ島北端を見通す線(254度)と距岸150メートルの線との交点 ウ 5から呉市阿賀町小情島の高(51メートル)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 8から呉市警固屋8丁目こうち防波堤東側付け根(立石の鼻)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりが い なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第105号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(呉市音戸町小アジワ島を含む)150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見大アジワの鼻の埋立地護岸東端 基点2 呉市音戸町波多見大浦崎南端 ア 1から327度150メートルの所 イ 2から呉市阿賀町情島南西端を見通す線と距岸	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第106号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見、先奥地先	次の1アを結んだ直線とアエを距岸150メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1イ、イウ、ウ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市音戸町大浦崎南端 基点2 呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南西角 基点3 呉市音戸町と倉橋町との海岸線における境界(堤川河口中央) ア 1から呉市阿賀町情島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 1から呉市倉橋町弁天島の高を見通す線上100メートルの所 ウ 2から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所 エ 3から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第107号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町藤脇地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町藤脇3丁目の鼻(藤脇バイパス入口と旧道との分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ75メートルの所) 基点2 呉市音戸町藤脇と倉橋町釣土田との海岸線における境界(堤川河口中央) ア 1から呉市倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町重極小串の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第108号	音戸漁業協同組合	呉市警固屋4丁目地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市警固屋4丁目音戸警固屋バイパス入口埋立地道路護岸北端(旧護岸との交点)護岸沿い南へ80メートルの所 基点2 呉市警固屋6丁目日の出川河口右岸角 ア 1から呉市音戸町トンサキ島北端を見通す線(254度)と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町島ノ首突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第109号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町日附鼻地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町渡子1丁目高瀬岩(渡子1丁目13番の埋立地の北側の道路護岸階段工入口中央) 基点2 呉市音戸町三軒屋ノ鼻(階段工北側付け根) ア 1から呉市音戸町三ツ子島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町島ノ首突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第110号	音戸漁業協同組合	呉市警固屋8・9丁目地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市警固屋8丁目こうち防波堤東側付け根(立石の鼻) 基点2 呉市警固屋8丁目と阿賀南9丁目との海岸線における境界 ア 1から呉市音戸町高須3丁目双見ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第111号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見、先奥地先	次の1アを結んだ直線とアエを距岸(呉市音戸町小アジワ島を含む。)150メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2イ、イウ、ウ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第113号の区域を除く。 基点1 呉市音戸町波多見大アジワの鼻の埋立地護岸東端 基点2 呉市音戸町波多見大浦崎南端 基点3 呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南西角 基点4 呉市音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境界(堤川河口中央) ア 1から327度150メートルの所 イ 2から呉市倉橋町弁天島の高を見通す線上100メートルの所 ウ 3から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所 エ 4から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第112号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町藤脇地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町藤脇3丁目の鼻(藤脇バイパス入口と旧道との分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ75メートルの所) 基点2 呉市音戸町藤脇と倉橋町釣土田との海岸線における境界(堤川河口中央) ア 1から呉市倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町重櫃小串の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第113号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町大浦崎地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見大浦崎南端 ア 1から152度250メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、田原、早瀬を除く。)、警固屋4～9丁目	
共第114号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原1丁目猿ヶ鼻 基点2 呉市音戸町田原3丁目ホーン鼻(宝石) ア 1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市大柿町南城北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
共第115号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸(江田島市大柿町引島を含む。)150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町引島北端 基点2 呉市音戸町田原2丁目呉市音戸町田原保育所護岸南西角 基点3 呉市音戸町早瀬1丁目サタメノ鼻(マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所) 基点4 江田島市大柿町大君明神鼻 ア 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あわび類	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原、早瀬、江田島市大柿町柿浦	
共第116号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原1丁目猿ヶ鼻 基点2 呉市音戸町田原3丁目ホーン鼻(宝石) ア 1から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市大柿町南城北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第117号	早瀬漁業協同組合	江田島市大柿町、呉市音戸町地先	次のアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオを結んだ3直線とオカを距岸150メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町早瀬2丁目瀬の鼻南西端（漁船巻揚施設南側の防波堤北側付け根） 基点2 呉市音戸町早瀬3丁目鳥ヶ首西端（防波堤西側付け根）から護岸沿い南東へ54メートルの所 基点3 呉市倉橋町釣士田と音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央） 基点4 江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端 基点5 江田島市大柿町泉市営駐車場護岸北東角 ア 1から5を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町ぼうぎの鼻の石柱を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 2から呉市倉橋町ぼうぎの鼻の石柱を見通す線と3から呉市倉橋町重生荷羽の鼻を見通す線との交点 エ 3から呉市倉橋町重生荷羽の鼻を見通す線と4から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線との交点	第一種共同漁業	あわび類	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	江田島市大柿町（ただし、深江、大原を除く。）、呉市音戸町田原、早瀬	
共第118号	早瀬漁業協同組合	呉市音戸町早瀬地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原3丁目ホーン鼻（宝石） 基点2 呉市音戸町早瀬1丁目サタメノ鼻（マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所） ア 1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から江田島市大柿町大君明神鼻を見通す線と	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市音戸町早瀬	
共第119号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町本浦、大向地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市倉橋町鍋島を含む。）150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町伝太郎鼻 基点2 呉市倉橋町長串ノ鼻 ア 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、須川、尾曾郷、重極	
共第120号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町釣士田、重生地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町伝太郎鼻 基点2 呉市倉橋町釣士田と音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央） ア 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、須川、重極、光ヶ瀬	
共第121号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町本浦、大向地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（呉市倉橋町鍋島を含む。）150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町伝太郎鼻 基点2 呉市倉橋町長串ノ鼻 ア 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、尾曾郷、重極	
共第122号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町釣士田、重生地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第126号の区域を除く。 基点1 呉市倉橋町伝太郎鼻 基点2 呉市倉橋町釣士田と音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央） ア 1から大竹市甲島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸150	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、尾曾郷、重極、光ヶ瀬	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第123号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町重生、江ノ浦、重極地先	次の1アを結んだ直線とアクを距岸200メートルで結んだ線とウ8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2イを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び4エを結んだ直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに6カを結んだ直線とカキを距岸200メートルで結んだ線とキ7を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市倉橋町伝太郎鼻 基点2 呉市倉橋町重生西防波堤西側付け根 基点3 呉市倉橋町重生江ノ浦川河口中央 基点4 呉市倉橋町重生江ノ浦の突端から南東へ1番目の鼻 基点5 呉市倉橋町重極小串の鼻南西端 基点6 呉市倉橋町重極小串の鼻 基点7 呉市倉橋町光ヶ瀬西の鼻 基点8 呉市倉橋町小宇和木南鼻埋立地(展望台)東側の排水口中央 ア 1から江田島市大柿町親休鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から江田島市大柿町一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から264度を見通す線と距岸200メートルの線との交点 エ 4から354度を見通す線と距岸200メートルの線との交点 オ 5から江田島市大柿町一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 カ 6から江田島市大柿町一本松の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 キ 7から江田島市大柿町長瀬鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	つば網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、尾曾郷、重極、光ヶ瀬	
共第124号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町横島地先	次のアを中心とした半径500メートルの内周によって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域及び呉市倉橋町カシノコ島を除く。 基点1 呉市倉橋町鍋島西端 基点2 呉市倉橋町カシノコ島北東端 基点3 呉市倉橋町横島東端 基点4 呉市倉橋町羽山島南端 ア 1から2を見通す線の延長線と4から3を見通す延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、須川	
共第125号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町黒島地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町黒島北端 基点2 呉市倉橋町黒島南西端 ア 1から山口県小柱島東端を見通す(225度)線と2から西5番之組燈台を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、須川	
共第126号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町釣士田地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、呉市倉橋町釣士田防波堤及びその捨石の範囲を除く。 基点1 江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端 基点2 呉市倉橋町釣士田南側防波堤西側付け根から防波堤沿い北へ183.5メートルの所 基点3 呉市倉橋町釣士田南側新防波堤南角から防波堤沿い北西に10.5メートルの所 基点4 呉市倉橋町宇和木なきり鼻(小宇和木防波堤東側付け根) ア 2から4を見通す線と3から1を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町重極、釣士田	
共第127号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町黒島地先(エビガヒレ漁場)	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町黒島南端(烏ヶ首鼻) 基点2 呉市倉橋町意方鼻(ハゲ鼻) ア 1から山口県手島南端を見通す線と2から山口県小柱島東端を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、須川	
共第128号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町黒島地先(5番の組漁場)	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町城岸鼻 基点2 呉市倉橋町黒島北端 ア 1から山口県小柱島東端を見通す線と2から山口県保高島南端を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、須川	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第129号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町奥の内、袋の内地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市倉橋町宇長谷新開8032番、8033番、8034番、8034番1、8035番、8036番、8037番、8038番、8039番、8040番、8041番、8042番、8043番、8044番1、8044番3及び8045番1の区域と重複する区域を除く。 基点1 呉市倉橋町長谷と音戸町先奥との海岸線における境界(堤川河口中央) 基点2 呉市倉橋町大尻郷東の鼻北端 基点3 呉市倉橋町長谷新開船磯鼻 基点4 呉市倉橋町長谷江の浦東の鼻から南西へ2番目の鼻の南東端 ア 1から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から呉市倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から呉市音戸町波多見赤石鼻を見通す(18度)線と距岸150メートルの線との交点 エ 2から呉市倉橋町穴の口(トロブ南側付け根)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾立	
共第130号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町弁天島地先	呉市倉橋町弁天島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町長谷、室尾、尾立	
共第131号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町大迫、上脇、鹿老渡、鹿島地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町鹿島松ヶ鼻 基点2 呉市倉橋町鹿島東端 基点3 2から呉市倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と倉橋町鹿老渡の最大高潮時海岸線との交点 基点4 呉市倉橋町大尻郷東の鼻北端 基点5 呉市倉橋町堀切橋北東側付け根 基点6 呉市倉橋町堀切橋南東側付け根 ア 1から呉市倉橋町白石(北の石)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から呉市倉橋町穴の口(トロブ南側付け根)を	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町大迫、海越、鹿老渡、鹿島	
共第132号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町室尾、鹿島地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町長串ノ鼻 基点2 3から呉市倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と倉橋町鹿老渡の最大高潮時海岸線との交点 基点3 呉市倉橋町鹿島東端 基点4 呉市倉橋町鹿島松ヶ鼻 基点5 呉市倉橋町堀切橋南東側付け根 基点6 呉市倉橋町堀切橋北東側付け根 ア 1から呉市倉橋町堀切橋南東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から呉市倉橋町白石(北の石)を見通す線と距	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾立、海越、鹿老渡、鹿島	
共第133号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町笹小島地先	呉市倉橋町笹小島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第132号の区域を除く。	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町尾立、室尾	
共第134号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町羽山島地先	呉市倉橋町羽山島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿島	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第135号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町黒島、横島地先	次のアイを結んだ直線とイウを呉市倉橋町横島南側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを倉橋町黒島北側距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域を除く。 基点1 呉市倉橋町黒島南西端 基点2 呉市倉橋町黒島北東端（ホボロケタ鼻） 基点3 呉市倉橋町横島北東端 基点4 呉市倉橋町横島西端 ア 2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 3から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、本浦	
共第136号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町白石地先	次の1アを結んだ直線とアイを呉市倉橋町白石の西側距岸150メートルで結んだ線とイ6を結んだ直線と2・3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町白石（北の石）北端 基点2 呉市倉橋町白石（北の石）南端 基点3 呉市倉橋町白石（中の石）北端 基点4 呉市倉橋町白石（中の石）南端 基点5 呉市倉橋町白石（南の石）北端 基点6 呉市倉橋町白石（南の石）南端 基点7 呉市倉橋町横島南端 基点8 呉市倉橋町鹿島南端 ア 1からエを見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 6からウを見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 7から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上1,800メートルの所 エ 8から愛媛県松山市大館場島西端を見通す線の	第一種共同漁業	とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡、鹿島瀬戸	
共第137号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町白石地先	次のアイを結んだ直線とイウを呉市倉橋町白石の西側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを白石の西側距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町白石（北の石）北端 基点2 呉市倉橋町白石（南の石）南端 基点3 呉市倉橋町横島南端 基点4 呉市倉橋町鹿島南端 ア 1からカを見通す線と距岸500メートルの線との交点 イ 1からカを見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 2からオを見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 2からオを見通す線と距岸500メートルの線との交点 オ 3から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上1,800メートルの所	第一種共同漁業	とりがい なまこ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡、鹿島瀬戸	
共第138号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町長谷地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸150メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市倉橋町字長谷新開8032番、8033番、8034番、8034番1、8035番、8036番、8037番、8038番、8039番、8040番、8041番、8042番、8043番、8044番1、8044番3及び8045番1の区域と重複する区域を除く。 基点1 呉市倉橋町と音戸町先奥との海岸線における境界（堤川河口中央） 基点2 呉市倉橋町福浦（トロブ湾口西の鼻西側付け根） 基点3 呉市倉橋町長谷新開船碇鼻 基点4 呉市倉橋町長谷江の浦東の鼻から南西へ2番目の鼻の南東端 ア 1から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から呉市倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から呉市音戸町波多見赤石鼻を見通す（18度）線と距岸150メートルの線との交点 エ 2から呉市音戸町波多見小学校護岸東角を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町長谷、室尾、尾立	
共第139号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町弁天島地先	呉市倉橋町弁天島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町長谷、室尾、尾立	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第140号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町袋の内地先	次の1・2を結んだ直線と3アを結んだ直線とアイを 距岸(呉市倉橋町鈴鹿島を含む)150メートルで結ん だ線とイ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町トロブ北端 基点2 呉市倉橋町鈴鹿島北端 基点3 呉市倉橋町鈴鹿島南端 基点4 呉市倉橋町大尻郷東の鼻北端 ア 3から4を見通す線と呉市倉橋町鈴鹿島距岸150 メートルの線との交点 イ 4から呉市倉橋町穴の口(トロブ南側付け根)を 見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾立	
共第141号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町亀ヶ首地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町先入道の鼻北東端 基点2 呉市倉橋町亀ヶ首北端 ア 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交 点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町大迫、海 越、鹿老渡	
共第142号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町亀ヶ首地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町大迫柳岩西の鼻 基点2 呉市倉橋町亀ヶ首北端 ア 1から呉市倉橋町温海南の鼻を見通す線と距岸 100メートルの線との交点 イ 2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す線と距 岸100メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町大迫、海 越、鹿老渡	
共第143号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町大迫地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町温海南の鼻 基点2 呉市倉橋町大迫柳岩西の鼻 ア 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交 点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町大迫、海 越、鹿老渡	
共第144号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿老渡、大 迫地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町海越堀切東防波堤北側付け根 基点2 呉市倉橋町温海南の鼻 ア 1から呉市倉橋町鹿老渡岩屋北端を見通す線と 距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町大迫柳岩西の鼻を見通す線と 距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町大迫、海 越、鹿老渡	
共第145号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿島地先	次の1アを結んだ直線とアイを呉市倉橋町鹿島の北 側距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町鹿島おしまの鼻西端 基点2 呉市倉橋町鹿島松ヶ鼻 ア 1から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸 150メートルの線との交点 イ 2から愛媛県松山市大館横島北端を見通す線と 距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町鹿島	
共第146号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿老渡地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町海越徳岩 基点2 呉市倉橋町鹿老渡しろ浦南の鼻 基点3 呉市倉橋町堀切橋南東側付け根 基点4 呉市倉橋町堀切橋北東側付け根 ア 1から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸 150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町鹿島瀬戸北の鼻北端を見通す 線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町海越	
共第147号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町海越地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町海越長祖の鼻 基点2 呉市倉橋町海越徳岩 ア 1から呉市倉橋町鹿島瀬戸燈台を見通す線と距 岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸 150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町海越	
共第148号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町尾立、室 尾、海越地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町井目木東鼻 基点2 呉市倉橋町海越長祖の鼻 ア 1から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸 150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町鹿島瀬戸燈台を見通す線と距 岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾 立、海越	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第149号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町井目地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町長串ノ鼻 基点2 呉市倉橋町井目木東鼻 ア 1から呉市倉橋町横島東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町尾立、室尾	
共第150号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町笹小島地先	呉市倉橋町笹小島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第149号の区域を除く。	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町尾立、室尾	
共第151号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町黒島、横島地先	次のアイを結んだ直線とイウを呉市倉橋町横島南側距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを倉橋町黒島北側距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和46年農林省告示第1799号の保護水面の区域及び共第124号、共第126号の区域を除く。 基点1 呉市倉橋町黒島南西端 基点2 呉市倉橋町黒島北東端(ホボロケタ鼻) 基点3 呉市倉橋町横島北東端 基点4 呉市倉橋町横島西端 ア 2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 3から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、本浦	
共第152号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町長谷地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町長谷川長谷橋下流側左岸付け根 基点2 呉市倉橋町長谷川長谷橋下流側右岸付け根 基点3 呉市倉橋町長谷川長谷橋下流の右岸の護	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町長谷、室尾、尾立	
共第153号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町脇田地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 基点1 2から護岸に直角に見通す線と対岸との交点 基点2 3から左岸上流側へ91メートルの所((旧)塩田橋下流側左岸付け根) 基点3 呉市倉橋町脇田脇田橋上流側左岸付け根	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町尾立、室尾	
共第154号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿島地先	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町横島東端 基点2 呉市倉橋町鹿島南端 基点3 呉市倉橋町鹿島東端 ア 1から2を見通す線の延長線と呉市倉橋町433高地から3を見通す線の延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡	
共第155号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿島地先	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町横島北端 基点2 呉市倉橋町鹿島入道鼻西の鼻北西端 基点3 呉市倉橋町鹿島入道鼻北端 基点4 呉市倉橋町海越長根の鼻 ア 1から2を見通す線の延長線と3から4を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡	
共第156号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町亀ヶ首地先	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町亀ヶ首北端 ア 1から愛媛県松山市安居島西端を見通す線上600メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡、大迫	
共第157号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿老渡地先	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、共第158号の区域を除く。 基点1 呉市倉橋町鹿老渡船番の鼻 ア 1から愛媛県松山市小館場島北東端を見通す線上600メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡	
共第158号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿老渡地先	次のアを中心とした半径250メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町261高地(桂浜神社の北東の高) 基点2 呉市倉橋町鹿老渡遠見山(101メートル)の高 基点3 呉市倉橋町羽山島南端 基点4 山口県岩国市福良島東端 ア 1から2を見通す線の延長線と4から3を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡	
共第159号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿島地先	呉市倉橋町鹿島南側岬岩を中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡、鹿島	
共第160号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町横島地先	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町横島東端 基点2 呉市倉橋町羽山島セクビの北端 ア 1から呉市倉橋町鹿島入道鼻西の鼻北西端を見通す線と2から倉橋町黒島亀ヶ首を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、本浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第161号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町横島地先	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町横島南端 ア 1から山口県岩国市小柱島南端を見通す線上600メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市倉橋町鹿老渡、本浦	
共第162号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町向地先	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町向白竹(中国物産探石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) 基点2 呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地東端 基点3 2から護岸沿い西へ225メートルの所 ア 1から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第163号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町、蒲刈町向地先	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカを結んだ4直線とカキを距岸150メートルで結んだ線とキク、クケ、ケコを結んだ3直線とコサを距岸150メートルで結んだ線とサン、シスを結んだ2直線と、スセを距岸150メートルで結んだ線とセソ、ソタ、タチを結んだ3直線とチツを距岸150メートルで結んだ線とツ20を結んだ直線と18、19を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに16・17を結んだ直線から下流の呉市下蒲刈町下島大川の区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 2から護岸沿い東へ234メートルの所 基点2 呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地西端 基点3 呉市下蒲刈町梶ヶ浜東側防波堤東側の鼻 基点4 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南東角 基点5 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南東角から護岸沿い西へ8.7メートルの所 基点6 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南側防波堤付け根中央 基点7 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地西の鼻南端 基点8 呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角 基点9 呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角 基点10 呉市下蒲刈町棒振東鼻 基点11 呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北角 基点12 呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北東角 基点13 呉市下蒲刈町見戸代港埋立地護岸北東角 基点14 呉市下蒲刈町見戸代港埋立地護岸南東角 基点15 呉市下蒲刈町塩浜新開北側の橋(一の字橋)北東側付け根 基点16 呉市下蒲刈町下島大川新大川橋左岸下流側付け根 基点17 呉市下蒲刈町下島大川新大川橋右岸下流	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第164号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町下黒島地先	呉市下蒲刈町下黒島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第165号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町上黒島地先	呉市下蒲刈町上黒島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第166号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町向小島地先	呉市蒲刈町向小島と臼石の距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第167号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町ヒクベ島地先	呉市下蒲刈町ヒクベ島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第168号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町地先	次の1アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオを結んだ3直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ、キクを結んだ2直線とクケを距岸200メートルで結んだ線とケコ、コサを結んだ2直線とサシを距岸200メートルで結んだ線とシ9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 呉市下蒲刈町尾ノ鼻 基点2 呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸南西角 基点3 呉市下蒲刈町棒振東鼻西側埋立地護岸北西角 基点4 呉市下蒲刈町棒振東鼻 基点5 呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北端 基点6 呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北東端 基点7 呉市下蒲刈町見戸代港埋立地護岸北東角 基点8 呉市下蒲刈町見戸代港南側胎だまり南側防波堤南側付け根と護岸との接点 基点9 呉市下蒲刈町丸谷港護岸北角 基点10 呉市蒲刈町白崎鼻北西端(カーブミラー)から護岸沿い南へ184メートルの所 ア 1から呉市阿賀南8丁目大入港防波堤先端を見通す線と距岸200メートルの交点 イ 2から呉市仁方港棧橋を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から350度180メートルの所 エ 4から340度200メートルの所 オ 4から355度の線と距岸200メートルの線との交点 カ 5から0度の線と距岸200メートルの線との交点 キ 6から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上175メートルの所 ク 6から呉市蒲刈町向福治の浜の東端の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第169号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町大地蔵地先	次の1アを結んだ直線とアイを東廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオを結んだ3直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカ6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 呉市下蒲刈町尾ノ鼻 基点2 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地の西の鼻南端 基点3 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南側防波堤付け根中央 基点4 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地東角 基点5 呉市下蒲刈町梶ヶ浜東側防波堤の東側の鼻 基点6 呉市下蒲刈町広域農道蒲刈大橋進入路入り口東側カーブミラーから護岸沿い南へ50メートルの所 ア 1から呉市倉橋町電ヶ首を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から呉市下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線上140メートルの所 エ 4から呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線上90メートルの所 オ 5から呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 カ 6から呉市蒲刈町仏ヶ崎を見通す線と距岸200	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第170号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町下黒島地先	呉市下蒲刈町下黒島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第171号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町上黒島地先	呉市下蒲刈町上黒島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第172号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町向地先	次の1アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町白崎鼻北西端(カーブミラー)から護岸沿い南へ184メートルの所 基点2 呉市蒲刈町立岩 ア 1から呉市下蒲刈町丸谷港護岸北角を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第173号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町向地先	次の1アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを西廻りに距岸200メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町向白竹(中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) 基点2 呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地東端 基点3 4から護岸沿い東へ333メートルの所 基点4 呉市蒲刈町向小市ヶ浜埋立地西端 基点5 呉市蒲刈町向仏ヶ崎 基点6 呉市下蒲刈町広域農道蒲刈大橋進入路入口の東側カーブミラーから護岸沿い南へ50メートルの所 ア 1から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から愛媛県松山市安居島西端を見通す線上30メートルの所 エ 4から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第174号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町向小島地先	呉市蒲刈町向小島と臼石の距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第175号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町ヒクベ島地先	呉市下蒲刈町ヒクベ島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第176号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町尾ノ鼻地先	次の1ア、アイ、イ1を結んだ3直線によって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町尾ノ鼻 ア 1から呉市阿賀南8丁目大入港防波堤先端を見通す線上1,000メートルの所 イ 1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す線上1,000メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第177号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町白崎鼻地先	次の1アを結んだ直線とアイを1を中心とする半径300メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを3を中心とする半径300メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 呉市下蒲刈町棒振東鼻 基点2 3から護岸沿い西へ21メートルの所 基点3 呉市下蒲刈町白崎鼻埋立地護岸北角 基点4 3から護岸沿い南東へ20メートルの所 ア 1から呉市仁方皆実町重岩護岸先端の灯台を見通す線上300メートルの所 イ 1から25度300メートルの所 ウ 2から0度の線と3を中心とする半径300メートルの線との交点 エ 4から呉市蒲刈町ねずみ石を見通す(96度)線と3を中心とする半径300メートルの線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第178号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町白崎鼻地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町天神鼻 ア 1から28度550メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第179号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町天神鼻地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町天神鼻 ア 1から76度340メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
共第180号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町鳩岡地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町鳩岡の南端の鼻(水準点金属標識から護岸沿い北へ108メートルの所) ア 1から53度30分450メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第181号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸(呉市蒲刈町荷島を含む。)150メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。 基点1 呉市蒲刈町立岩 基点2 呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端 基点3 呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端から護岸沿い東へ300メートルの所 基点4 呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸東端 基点5 呉市蒲刈町向白竹(中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) ア 1から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市川尻町と安浦町との境界(藤ガ鼻)を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線上70メートルの所 エ 4から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 オ 5から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	
共第182号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町大松島、小松島地先	次のアイを結んだ直線とイウを呉市蒲刈町大松島東廻りに距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを蒲刈町小松島西廻りに距岸150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町小松島北端 基点2 呉市蒲刈町大松島北端 基点3 呉市蒲刈町大松島南端 基点4 呉市蒲刈町小松島南端 ア 1から2を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	
共第183号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町沖ノ島、笹島地先	次のアイを結んだ直線とイウを南回り距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸(呉市蒲刈町笹島を含む。)150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町沖ノ島南端 基点2 呉市蒲刈町沖ノ島北端 基点3 呉市蒲刈町千才東端 基点4 呉市蒲刈町千才西端 ア 1から180度150メートルの所 イ 3から135度150メートルの所 ウ 4から315度150メートルの所 エ 2から315度150メートルの所	第一種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	
共第184号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町大浦大子島地先	呉市蒲刈町大子島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	
共第185号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸(呉市蒲刈町荷島を含む。)150メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。 基点1 呉市蒲刈町立岩 基点2 呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端 基点3 呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端から護岸沿い東へ300メートルの所 基点4 呉市蒲刈町志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸東端 基点5 呉市蒲刈町向白竹(中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所) ア 1から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2と呉市川尻町と安浦町との境界(藤ガ鼻)を結ぶ線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線上70メートルの所 エ 4から呉市蒲刈町小松島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 オ 5から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第186号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町沖ノ島、笹島地先	次のアイを結んだ直線とイウを南回り距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸(呉市蒲刈町笹島含む)150メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町沖ノ島南端 基点2 呉市蒲刈町沖ノ島北端 基点3 呉市蒲刈町千才東端 基点4 呉市蒲刈町千才西端 ア 1から180度150メートルの所 イ 3から135度150メートルの所 ウ 4から315度150メートルの所 エ 2から315度150メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	
共第187号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町大浦大子島地先	呉市蒲刈町大子島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	
共第188号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町田戸地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町田戸しいの木鼻 基点2 呉市蒲刈町田戸十念の鼻(旧火葬場の東側の鼻) ア 1から呉市川尻町八雲神社を見通す線上500メートルの所 イ 1から呉市川尻町八雲神社を見通す線上1,000メートルの所 ウ 2から呉市川尻町と安浦町との境界(藤ガ鼻)を見通す線上1,000メートルの所 エ 2から呉市川尻町と安浦町との境界(藤ガ鼻)を見通す線上500メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町、下蒲刈町	
共第189号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町大松島、小松島地先	次のアイを結んだ線とこれを直径とする北東側の円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町小松島南端 基点2 呉市蒲刈町大松島南端 ア 2・1を結んだ延長線上1から西へ350メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町、下蒲刈町	
共第190号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町大浦大子島地先	次の1ア、アイ、イ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市蒲刈町黒鼻南東端 基点2 呉市豊浜町二窓島西側の高(下二窓島の高) 基点3 呉市蒲刈町石風呂 基点4 呉市蒲刈町県民の浜の海浜西端から西へ1番目の鼻の北側付け根 基点5 呉市蒲刈町県民の浜の海浜東端から東へ1番目の鼻の南側付け根(恵の丘蒲刈入口前の階段付け根と護岸との交点) ア 2から呉市蒲刈町大浦大子島南西端を見通す線の中央点 イアから豊田郡大崎上島町津久賀島の高(47メートル)	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町田戸、宮盛、大浦	
共第191号	吉浦漁業協同組合	呉市天応大浜3丁目、汐見町、狩留賀町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに3・4を結んだ直線から下流の大屋川の区域 基点1 呉市天応大浜3丁目埋立地南側護岸付け根から護岸沿い西へ185メートルの所 基点2 呉市天応大浜2丁目第2公園護岸北角 基点3 呉市天応大浜2丁目大屋川天崎橋下流側右岸付け根 基点4 呉市天応大浜1丁目大屋川天崎橋下流側左岸付け根 基点5 呉市狩留賀町3番埋立地西角 基点6 5から東へ28メートルの所 基点7 呉市狩留賀町狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ2.5メートルの所 ア 2から270度の線と距岸150メートルの線との交点 イ 5から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 5から232度150メートルの所 エ 6から185度150メートルの所 オ 7から241度12分の線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～4丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦潭鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、宮	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第192号	吉浦漁業協同組合	呉市吉浦地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(呉市若葉町大蔵女島及び小蔵女島含む)150メートルで結んだ線とイウを2を中心に半径150メートルの円弧とウエを距岸20メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市狩留賀町狩留賀海浜公園南側護岸南側付け根 基点2 呉市光町ジャパニマリヌユナイテッド㈱呉事業所埋立地護岸南角から護岸沿い北東へ100メートルの所 基点3 呉市光町ジャパニマリヌユナイテッド㈱呉事業所埋立地護岸東角 ア 1から334度55分の線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から護岸に直角に150メートルの所 ウ 2を中心とした半径150メートルの円弧と距岸20メートルの線との東側交点 エ 3から呉市昭和町海上自衛隊Fバースを見通す線と距岸20メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦渾鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、宮	
共第193号	吉浦漁業協同組合	呉市宝町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートル及び防波堤から150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに3・4を結んだ直線から下流の二河川の区域 基点1 呉市築地町貿易埠頭埋立地南角から護岸沿い北東へ130メートルの所 基点2 呉市宝町呉港湾合同庁舎東側防波堤突端 基点3 呉市宝町二河川かもめ橋下流側左岸付け根 基点4 呉市三条1丁目二河川かもめ橋下流側右岸付け根 ア 1から護岸に直角に150メートルの所 イ 2から防波堤の延長線上150メートルの所	第一種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、長谷町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦渾鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、山手1・2丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、朝日町、和庄登町、宮	
共第194号	吉浦漁業協同組合	呉市天応、吉浦地先	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸250メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ、クケ、ケコ、コサ、サシを結んだ6直線とシスを距岸200メートルで結んだ線とス8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第199号、共第200号の区域及び6ソ、ソセ、セ7を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市天応大浜3丁目天応第1期埋立地北西角(内角) 基点2 呉市天応大浜3丁目天応第1期埋立地南角 基点3 呉市天応大浜2丁目第2公園護岸北角 基点4 呉市汐見町宅垣内川河口中央 基点5 呉市狩留賀町3番埋立地西角 基点6 呉市狩留賀町狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ2.5メートルの所 基点7 呉市狩留賀町狩留賀海浜公園南側護岸南側付け根 基点8 呉市若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ70メートルの所 ア 1から216度の線と距岸50メートルの線との交点 イ 2から277度の線と距岸50メートルの線との交点 ウ 3から270度の線と距岸250メートルの線との交点 エ 4から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 オ 4から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 カ 5から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 キ 5から275度200メートルの所 ク 5から232度200メートルの所 ケ 6から260度の線と距岸200メートルの線との交点 コ 6から251度30分225メートルの所 サ 7から334度55分200メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦渾鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、三条1～4丁目、宮原1～13丁目	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第195号	吉浦漁業協同組合	呉市梅木町地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市梅木町梅木川河口左岸角から護岸沿い南へ100メートルの所 基点2 呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻一時堆積場エブロン南側付け根から護岸沿いに南へ80メートルの所 基点3 呉市吉浦町猪山隧道北口 ア 1から江田島市江田島町ニツ小島を見通す線上500メートルの所 イ 1から江田島市江田島町ニツ小島を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 3から270度の線と距岸50メートルの線との交点 エ 3から270度270メートルの所 オ 2から江田島市江田島町クマン岳の高を見通す線上270メートルの所 カ 2から江田島市江田島町クマン岳の高を見通す線上500メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦澤鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、三条1～4丁目、東中央1～4丁目、朝日町	
共第196号	吉浦漁業協同組合	呉市吉浦宮花町地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸200メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市狩留賀町海底電線標識から海岸沿い南へ80メートルの所 基点2 呉市吉浦宮花町海上自衛隊貯油所西端 ア 1から299度の線と距岸200メートルの線との交点 イ 1から299度の線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から235度の線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から235度の線と距岸200メートルの線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町、狩留賀町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦澤鼓町、吉浦池ノ浦町、新宮町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、三条1～4丁目、東中央1～4丁目、朝日町	
共第197号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南1～7丁目地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートル(呉市阿賀南1丁目南側の捨石周囲150メートルを含む)で結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1から2までの間の護岸構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。 基点1 呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北東へ45メートルの所 基点2 1から護岸沿い北東へ392メートルの所 基点3 呉市阿賀南1丁目南東端から護岸沿い北へ100メートルの所 基点4 呉市阿賀中央大谷川におけるJR呉線鉄橋下流側右岸付け根 基点5 呉市阿賀中央大谷川におけるJR呉線鉄橋下流側左岸付け根 ア 1から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線(116度)上100メートルの所 イ 2から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から呉市広多賀谷3丁目埋立地南西の旧護岸角(埋立地新旧護岸の境界)を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町	
共第198号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南8～9丁目地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートル(呉市阿賀マリノポリス埋立地を除く)で結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南9丁目と呉市警固屋9丁目との海岸線における境界 基点2 呉市阿賀南7丁目マリノポリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ16メートルの所 ア 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す(130度)線と	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第199号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀町情島、小情島地先	次のアエを呉市阿賀町小情島の西回りに距岸150メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とウイを情島の東回りに距岸150メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀町小情島本アジロの鼻(北端) 基点2 呉市阿賀町小情島ウキアテの鼻(南端) 基点3 呉市阿賀町情島セドの鼻 基点4 呉市阿賀町情島前下の鼻 ア 1から3を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸150メートルの線との交点 イ 3から1を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点 ウ 4から2を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点 エ 2から4を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町	
共第200号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南7丁目地先	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ、キ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、護岸構造物敷の区域を除く。 基点1 呉市阿賀マリノボリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北東へ45メートルの所 基点2 1から護岸沿い北東へ32メートルの所 基点3 1から護岸沿い北東へ100メートルの所 基点4 1から護岸沿い北東へ387メートルの所 基点5 呉市阿賀南7丁目マル延水産南側の広島ガス(株)敷地北東端 ア 1から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線(116度)上150メートルの所 イ 3から116度の線上183メートルの所 ウ 4から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸200メートルの線との交点 エ 5から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 オ 5から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点 カ 4から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸50メートルの線との交点 キ 3から116度の線上33メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町	
共第201号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南8～9丁目地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南9丁目と呉市警固屋9丁目との海岸線における境界 基点2 呉市阿賀南7丁目マリノボリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ16メートルの所 ア 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 エ 2から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町	
共第202号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀町情島、小情島地先	次のアエを呉市阿賀町小情島の西回りに距岸150メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とウイを情島の東回りに距岸150メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀町小情島本アジロの鼻(北端) 基点2 呉市阿賀町小情島ウキアテの鼻(南端) 基点3 呉市阿賀町情島セドの鼻 基点4 呉市阿賀町情島前下の鼻 ア 1から3を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸150メートルの線との交点 イ 3から1を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点 ウ 4から2を見通す線と呉市阿賀町情島の距岸150メートルの線との交点 エ 2から4を見通す線と呉市阿賀町小情島の距岸	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市阿賀北1～9丁目、阿賀中央1～9丁目、阿賀南1～9丁目、阿賀町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第203号	広漁業協同組合	呉市広多賀谷2丁目地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線と黒瀬川護岸とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 呉市阿賀南1丁目南東角から護岸沿い北へ100メートルの所 基点2 呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い北東へ238メートルの所 基点3 呉市阿賀中央5丁目黒瀬川国道橋梁(広大橋)下流側右岸付け根 基点4 呉市広文化町黒瀬川国道橋梁(広大橋)下流側左岸付け根 ア 1から115度150メートルの所 イ アから201度20分の線と2から286度の線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市広横路1～4丁目、 広大広1・2丁目、広石内1～4丁目、広弁天橋町、広三声1・2丁目、 広中迫町、広塩焼1・2丁目、広町田1・2丁目、 広徳丸町、広古新開1～9丁目、広文化町、広末広1・2丁目、 広本町1～3丁目、広中新開1～3丁目、広吉松1・2丁目、 広杭本町、広駅前1・2丁目、 広大新開1～3丁目、 広両谷1～3丁目、 広白石1～4丁目、 広名田1・2丁目、 広白岳1～6丁目、 広津久茂町、 広長浜1～5丁目、 広黄幡町、 広小坪1・2丁目、 広中町、 広多賀谷1～3丁目、 阿賀南1丁目、 阿賀	
共第204号	広漁業協同組合	呉市広長浜4丁目地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点1 呉市広黄幡町広弾薬庫1号突堤の南側付け根 基点2 3から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点 基点3 呉市広小坪西側船だまり北側護岸西角(河口左岸角) 基点4 呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界(呉市広小坪2丁目17-6番地南側標柱) ア 1から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり とりがい なまこ しゃこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市広横路1～4丁目、 広大広1・2丁目、 広石内1～4丁目、 広弁天橋町、 広三声1・2丁目、 広中迫町、 広塩焼1・2丁目、 広町田1・2丁目、 広徳丸町、 広古新開1～9丁目、 広文化町、 広末広1・2丁目、 広本町1～3丁目、 広中新開1～3丁目、 広吉松1・2丁目、 広杭本町、 広駅前1・2丁目、 広大新開1～3丁目、 広両谷1～3丁目、 広白石1～4丁目、 広名田1・2丁目、 広白岳1～6丁目、 広津久茂町、 広長浜1～5丁目、 広黄幡町、 広小坪1・2丁目、 広中町、 広多賀谷1～3丁目、 阿賀南1丁目、 阿賀	
共第205号	広漁業協同組合	呉市広長浜4丁目地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市長浜港の区域及び共第206号の区域を除く。 基点1 呉市広黄幡町石ヶ鼻南端 基点2 3から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点 基点3 呉市広小坪西側船だまり北側護岸西角(河口左岸角) 基点4 呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界(呉市広小坪2丁目17-6番地南側標柱) ア 1から呉市阿賀町情島北端を見通す(218度)線と距岸150メートルの線との交点 イ 4から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市広横路1～4丁目、 広大広1・2丁目、 広石内1～4丁目、 広弁天橋町、 広三声1・2丁目、 広中迫町、 広塩焼1・2丁目、 広町田1・2丁目、 広徳丸町、 広古新開1～9丁目、 広文化町、 広末広1・2丁目、 広本町1～3丁目、 広中新開1～3丁目、 広吉松1・2丁目、 広杭本町、 広駅前1・2丁目、 広大新開1～3丁目、 広両谷1～3丁目、 広白石1～4丁目、 広名田1・2丁目、 広白岳1～6丁目、 広津久茂町、 広長浜1～5丁目、 広黄幡町、 広小坪1・2丁目、 広中町、 広多賀谷1～3丁目、 阿賀南1丁目、 阿賀	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第206号	広漁業協同組合	呉市広長浜5丁目地先 (アラメノ鼻)	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって 囲まれた区域 基点1 呉市広長浜5丁目アラメノ鼻 ア 1から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す(197度)線上 200メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市広横路1～4丁目、 広大広1・2丁目、広石 内1～4丁目、広弁天橋 町、広三芦1・2丁目、 広中迫町、広塩焼1・2 丁目、広町田1・2丁 目、広徳丸町、広古新 開1～9丁目、広文化 町、広末広1・2丁目、 広本町1～3丁目、広中 新開1～3丁目、広吉松 1・2丁目、広杭本町、 広駅前1・2丁目、広大 新開1～3丁目、広岡谷 1～3丁目、広白石1～ 4丁目、広名田1・2丁 目、広白岳1～6丁目、 広津久茂町、広長浜1 ～5丁目、広貴糠町、広 小坪1・2丁目、広中 町、広多賀谷1～3丁 目、阿賀南1丁目、阿賀	
共第207号	仁方漁業協同組合	呉市仁方町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域及び3・4を結んだ直線から下流 の錦川の区域と5・6を結んだ直線から下流の汐込 川の区域、ただし、呉市仁方港棧橋に通じる航路の 区域を除く。 基点1 呉市広小坪と仁方町との海岸線における境 界(広小坪2丁目17-6番地南側標柱) 基点2 呉市仁方町と川尻町との海岸線における境 界 基点3 呉市仁方錦町錦川大師橋上流側右岸付け 根から上流へ140メートルの所 基点4 呉市仁方錦町錦川大師橋上流側左岸付け 根から上流へ140メートルの所 基点5 呉市仁方本町3丁目汐込川港橋下流側右岸 付け根 基点6 呉市仁方本町3丁目汐込川港橋下流側左岸 付け根 ア 1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150 メートルの線との交点 イ 2から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す(174	第一種共同漁業	あさり なまこ しゃこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市仁方町、仁方本 町、仁方錦町、仁方宮 上町、仁方西神町、仁 方皆実町、仁方大蔵 町、仁方中筋町、仁方 棧橋通	
共第208号	仁方漁業協同組合	呉市仁方町戸田地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結 んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点1 呉市広小坪と仁方町との海岸線における境 界(広小坪2丁目17-6番地南側標柱) 基点2 呉市仁方町戸田宮の鼻 ア 1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸150 メートルの線との交点 イ 2から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す(135 度)線と距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市仁方町、仁方本 町、仁方錦町、仁方宮 上町、仁方西神町、仁 方皆実町、仁方大蔵 町、仁方中筋町、仁方 棧橋通	
共第209号	仁方漁業協同組合	呉市仁方皆実町、仁方 本町地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸150メー トルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た だし、仁方港棧橋に通じる航路の区域を除く。 基点1 呉市仁方皆実町船だまり南側防波堤東側付 け根 基点2 呉市仁方本町3丁目舟川河口右岸角(汐込 川河口左岸側船だまり東側防波堤東側付け根から 護岸沿い東へ75メートルの所) 基点3 呉市川尻町と仁方町との海岸線における境 界 基点4 呉市仁方港旧フェリー乗り場敷地東角から護 岸沿い北西へ100メートルの所(フェリー乗り場敷地 北東角) 基点5 呉市仁方本町3丁目汐込川河口左岸側船だ まり西側防波堤突端 ア 2から1を見通す線上250メートルの所 イ 2から呉市仁方町おつゆが鼻を見通す(183度30 分)線と距岸150メートルの線との交点 ウ 3から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す(174	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	呉市仁方町、仁方本 町、仁方錦町、仁方宮 上町、仁方西神町、仁 方皆実町、仁方大蔵 町、仁方中筋町、仁方 棧橋通	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第210号	仁方漁業協同組合	呉市仁方町戸田地先	次のアエを結んだ直線とエウを距岸200メートルで結んだ線とウイを結んだ直線とイアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市仁方町戸田宮の鼻 基点2 呉市仁方町おつゆが鼻 ア 1から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す(135度)線と距岸30メートルの線との交点 イ 2から呉市仁方町戸浜三黒鼻北西端を見通す(60度)線と距岸30メートルの線との交点 ウ 2から呉市仁方町戸浜三黒鼻北西端を見通す(60度)線と距岸200メートルの線との交点 エ 1から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す(135度)線と距岸200メートルの線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大蔵町、仁方中筋町、仁方棧橋通	
共第211号	仁方漁業協同組合	呉市仁方町地先	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市仁方町戸浜三黒鼻北西端 ア 1から呉市仁方町重岩護岸突端の灯台を見通す線上600メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大蔵町、仁方中筋町、仁方	
共第212号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(呉市川尻町女猫島を含む)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4、5・6をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、川尻町柏島距岸150メートルの区域を除く。 基点1 呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界 基点2 呉市川尻町神田造船所敷地南角(大才川河口左岸角) 基点3 呉市川尻町西1丁目江の川江の川大橋下流側右岸付け根 基点4 呉市川尻町西1丁目江の川江の川大橋下流側左岸付け根 基点5 呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側右岸付け根 基点6 呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側左岸付け根 ア 1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から神田造船所南側護岸に直角に引いた線と	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町	
共第213号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町、安浦町安登地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4、4エ、エウを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市川尻町神田造船所敷地南側護岸東端(道路護岸との接点)から護岸沿い南西へ60メートルの所 基点2 呉市安浦町三津口と安登との海岸線における境界(カジ石の鼻から南へ1番目の鼻) 基点3 呉市安浦町仕形仕形川河口右岸角 基点4 呉市安浦町仕形仕形川河口左岸角から護岸沿い東へ13メートルの所 ア 1から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市安浦町横島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ エから270度の線と最大高潮時海岸線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町	
共第214号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町柏島地先	呉市川尻町柏島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町	
共第215号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(呉市呉市川尻町女猫島を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、呉市川尻町柏島距岸150メートルの区域を除く。 基点1 呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界 基点2 呉市川尻町神田造船所敷地南角(大才川河口左岸角) 基点3 呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側右岸付け根 基点4 呉市川尻町光明寺川河口の歩道橋(下流から1番目)下流側左岸付け根 ア 1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第216号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町、安浦町安登地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸300メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、7・8、8カ、カオを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市川尻町神田造船所敷地南側護岸東端(道路護岸との接点)から護岸沿い南西へ60メートルの所 基点2 呉市川尻町小用と川尻町東2丁目との海岸線における境界 基点3 呉市安浦町安登一本松の鼻 基点4 呉市安浦町横島南端 基点5 呉市安浦町横島北端 基点6 呉市安浦町三津口と安登との海岸線における境界(カジ石の鼻から南へ1番目の鼻) 基点7 呉市安浦町仕形仕形川河口右岸角 基点8 呉市安浦町仕形仕形川河口左岸角から護岸沿い東へ13メートルの所 ア 1から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から呉市下蒲刈町田戸の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から呉市下蒲刈町田戸の鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 エ 3から4を見通す線と距岸300メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町	
共第217号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町柏島地先	呉市川尻町柏島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第218号の区域を除く。	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町	
共第218号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市川尻町岩戸胡子神社の鼻 ア 1から呉市川尻町柏島北西端を見通す線上400メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町	
共第219号	川尻漁業協同組合	呉市川尻町女猫島地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市川尻町小仁方アジが浜南の鼻(女猫島の対岸) 基点2 呉市川尻町犬尻が鼻 ア 1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線上400メートルの所 イ 2から呉市蒲刈町ねずみ石(立岩から西に1番目の鼻)を見通す線上400メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市川尻町、下蒲刈町、蒲刈町、仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大歳町、仁方中筋町、仁方棧橋通	
共第220号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町横島地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町横島北端 基点2 呉市安浦町横島東端 ア 1から呉市安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻(三津口と安登との海岸線における境界)を見通す線と距岸100メートルの線との交点 イ 2から呉市安浦町馬島西端を見通す線と距岸100メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市安浦町三津口、内海	
共第221号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(呉市安浦町柏島、馬島、小熊島距岸300メートル並びに碓壁及びアミダ碓を中心とした半径250メートルの円弧によって囲まれた区域を含む。)300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエを結んだ直線から下流の野呂川の区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 呉市安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻(三津口と安登との海岸線における境界) 基点2 呉市安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界 ア 1から呉市安浦町横島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 イ 2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 呉市安浦町野呂川安浦大橋下流側右岸付け根 エ 呉市安浦町野呂川安浦大橋下流側左岸付け根	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市安浦町三津口、内海	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第222号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町地先	次のアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを呉市安浦町馬島、小熊島の北側距岸及び柏島の東側距岸300メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町仏崎(護岸の排水管の所) 基点2 呉市安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界 基点3 呉市川尻町柏島北端 基点4 呉市安浦町馬島三台石 ア 1から3を見通す線と距岸300メートルの線との交点 イ 2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 2から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と4から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線との交点 エ 4から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線と距岸300メートルの線との交点	第一種共同漁業	えむし	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市安浦町三津口、内海	
共第223号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町地先	次の1・2を結んだ直線と3ア、アイ、イウ、ウエ、エ5を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、6オ、オカ、カ7を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻(三津口と安芸との海岸線における境界) 基点2 呉市安浦町模島北端 基点3 呉市安浦町模島東端 基点4 呉市安浦町馬島南端 基点5 呉市安浦町と東広島市安芸津町との海岸線における境界 基点6 呉市安浦町小日之浦池の北西側樋門中央から護岸沿い南東へ38メートルの所 基点7 6から330度97メートルの所 ア 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上500メートルの所 イ 4から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線上200メートルの所 ウ 4から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上300メートルの所 エ 5から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所 オ 6から70度135メートルの所 カ オから340度95メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市安浦町三津口、内海	
共第224号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町内海地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と護岸とによって囲まれた野呂川、中切川、中畑川の区域 基点1 呉市安浦町中畑川八千代橋下流側右岸付け根 基点2 呉市安浦町中畑川八千代橋下流側左岸付け根 基点3 呉市安浦町野呂川内海大橋下流側右岸付け根 基点4 呉市安浦町野呂川内海大橋下流側左岸付け根 基点5 呉市安浦町中切川往吉橋下流側右岸付け根 基点6 呉市安浦町中切川往吉橋下流側左岸付け根 基点7 呉市安浦町野呂川安浦大橋上流側右岸付け根	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市安浦町三津口、内海	
共第225号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町カジ石の鼻 ア 1から124度300メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市安浦町三津口、内海	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第226号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊町、豊浜町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チアを結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 呉市豊町大長初崎 基点2 愛媛県今治市岡村島戸町鼻 基点3 呉市豊町大長中ノ島(大島)南東端の鼻 基点4 呉市豊町大長小島東側エビスガモト鼻 基点5 呉市豊町大長小島南端 基点6 呉市豊町御手洗の北東端 基点7 愛媛県今治市岡村島観音崎 基点8 呉市豊浜町斎島南東端 基点9 呉市豊浜町斎島南西端 基点10 呉市豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高 基点11 呉市豊浜町尾久比島重子岩 基点12 呉市豊浜町豊島南西端から北へ1番目の鼻 基点13 呉市豊浜町豊島代間飛石 基点14 呉市豊浜町豊島北端 基点15 呉市豊町三角島カセイ鼻 ア 1から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中央点 イ 2から304度30分170メートルの所 ウ 3から愛媛県今治市岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点 エ 4から44度の線の対岸との中央点 オ 5から愛媛県今治市岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線上180メートルの所 カ 6から愛媛県今治市岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線の中央点 キ 7から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線上600メートルの所 ク 8から174度500メートルの所	第一種共同漁業	なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第227号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊町、豊浜町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チアを結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域及び共第229号、共第230号、共第231号、共第232号、共第233号、共第234号、共第235号、共第236号、共第237号の区域を除く。 基点1 呉市豊町大長初崎 基点2 愛媛県今治市岡村島戸町鼻 基点3 呉市豊町大長中ノ島(大島)南東端の鼻 基点4 呉市豊町大長小島東側エビスガモト鼻 基点5 呉市豊町大長小島南端 基点6 呉市豊町御手洗の北東端 基点7 愛媛県今治市岡村島観音崎 基点8 呉市豊浜町斎島南東端 基点9 呉市豊浜町斎島南西端 基点10 呉市豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高 基点11 呉市豊浜町尾久比島重子岩 基点12 呉市豊浜町豊島南西端から北へ1番目の鼻 基点13 呉市豊浜町豊島代間飛石 基点14 呉市豊浜町豊島北端 基点15 呉市豊町三角島カセイ鼻 ア 1から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中央点 イ 2から304度30分170メートルの所 ウ 3から愛媛県今治市岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点 エ 4から44度の線の対岸との中央点 オ 5から愛媛県今治市岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線上180メートルの所 カ 6から愛媛県今治市岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線の中央点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第228号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町三角島地先(だんの洲)	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊町三角島北端(丸石) 基点2 呉市豊浜町大浜野賀の鼻 ア 1から呉市川尻町柏島南東端を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第229号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町豊島地先(山崎漁場)	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町豊島北端 ア 1と呉市川尻町柏島南東端を結ぶ延長線と豊町久比ぼうじの鼻と豊町三角島カメンドの鼻を結ぶ延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第230号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町尾久比島地先(のんどろ漁場)	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊浜町鴨瀬燈標 ア 1と呉市下蒲刈町下黒島の高を結ぶ延長線と呉市豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第231号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町齋島地先(ごうの洲漁場)	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町齋島南東端 ア 1から呉市豊町沖友神の鼻を見通す線と豊浜町豊島内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根と豊浜町大浜野賀の鼻を結ぶ延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第232号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町豊島地先(山崎洲漁場)	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町豊島山崎串が鼻(山崎地区北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ13メートルの排水管の所) ア 1から呉市豊浜町三角島長崎鼻を見通す線の中央点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第233号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町豊島小田地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町豊島小田防波堤先端 基点2 呉市豊浜町尾久比島内浜中の鼻 ア 1から254度の線と2から呉市蒲刈町笹島東端を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第234号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町豊島高草地先(高草洲)	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町豊島高草(豊島南端) ア 1から豊浜町省礁の高を見通す線の中央点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第235号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町尾久比島地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町豊島南西端 基点2 呉市豊浜町尾久比島吹揚の鼻 ア 1から呉市豊浜町齋島東端を見通す線と2から豊浜町大浜野賀の鼻を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第236号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町尾久比島地先(黒岩洲)	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町尾久比島の高(95メートル) ア 1から105度の線と呉市豊町三角島76高地と豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根を結ぶ延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第237号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町尾久比島地先(がけの下漁場)	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻 ア 1と呉市豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高を結ぶ延長線と豊浜町豊島王子埋立地南側付け根と豊田郡大崎上島町来島232メートルの高を結ぶ延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第238号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町尾久比島地先(下碓漁場)	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻 基点2 呉市豊浜町二窓島西側の島(下二窓島)の高 基点3 呉市豊浜町尾久比島吹揚の鼻 ア 1から呉市豊浜町齋島北東端を見通す線上1,000メートルの所 イ 1から愛媛県松山市安居島北西端を見通す線上1,000メートルの所 ウ 2から呉市下蒲刈町上黒島南端を見通す線上400メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚 鳥付きこぎ釣	5月1日から12月31日まで 1月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第239号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町三角島地先(だんの洲)	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、共第228号の区域を除く。 基点1 呉市豊町三角島北端(丸石) 基点2 呉市豊浜町大浜野賀の鼻 ア 1から呉市川尻町始島南東端を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第240号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊町久比地先	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊町鍋島西端 基点2 呉市豊町久比うじの鼻 ア 1から呉市豊町三角島明神鼻を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚 すずき寄魚	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第241号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸80メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸80メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町豊島北端 基点2 呉市豊浜町豊島高山の鼻(豊島港棧橋北側付け根から護岸沿いに北へ18メートルの護岸角) 基点3 呉市豊浜町三角島長崎鼻 基点4 呉市豊町三角島カメドの鼻 基点5 呉市豊浜町立花と豊町との海岸線における境界 基点6 呉市豊町久比西の鼻 ア 1から5を見通す線と3から2を見通す線との交点 イ 3から2を見通す線と距岸80メートルの線との交点 ウ 4から6を見通す線と距岸80メートルの線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第242号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町大浜地先	次の1ア、ア4、4イ、イ2を結んだ4直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町大浜馬乗西鼻 基点2 呉市豊浜町大浜野賀の鼻 基点3 呉市豊浜町大浜黒ドウツ 基点4 呉市豊浜町豊島鯉音平 ア 1から258度の線と4から呉市豊浜町齋島いかりの鼻(北西端)を見通す線との交点 イ 2から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線と3から4を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第243号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町大浜地先(馬乗漁場)	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町大浜馬乗西端 基点2 呉市豊浜町大浜と豊町との海岸線における境界 基点3 呉市豊町沖友港西側防波堤南側付け根 基点4 呉市豊町御手洗浦野鼻防波堤西側付け根 ア 1から258度600メートルの所 イ 1から呉市豊浜町齋島北西端を見通す線と1,300メートルの所 ウ 2から160度1,400メートルの所 エ 3から愛媛県今治市波方町大角鼻を見通す線と4から呉市豊浜町齋島みやまの鼻(北東端)を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第244号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町齋島地先	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町齋島北西端 基点2 呉市豊浜町齋島北東端 ア 1から呉市豊浜町大浜馬乗西鼻を見通す線と2から3度の線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第245号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町尾久比島地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻 基点2 呉市豊浜町大浜鯉磯の鼻 ア 1から呉市豊浜町齋島の北東端を見通す線と2から愛媛県松山市安居島南東端を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第246号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町尾久比島地先(のんどろ漁場)	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻 基点2 呉市豊浜町大浜野賀の鼻 ア 1から134度の線と2から愛媛県松山市安居島南東端を見通す線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第247号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町齋島地先	呉市豊浜町齋島距岸400メートルの線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域	第四種共同漁業	たい寄魚 鳥付きこぎ釣	5月1日から12月31日まで 1月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	呉市豊浜町、豊町	
共第248号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早、小松原地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界 基点2 東広島市安芸津町風早と三津との海岸線における境界 ア 1から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸250メートルの線との交点 イ 2から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第249号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小芝島地先	東広島市安芸津町小芝島距岸100メートルの線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第250号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町大芝島地先	東広島市安芸津町大芝島距岸100メートルの線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第251号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町龍王島地先	東広島市安芸津町龍王島距岸100メートルの線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第252号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町龍王島地先	次のアイを結んだ直線とイウを東広島市安芸津町大芝島北側距岸100メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし、共第251号の区域を除く。 基点1 東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界 基点2 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地護岸南西角 基点3 東広島市安芸津町小松原戸町南端 ア 3から105度200メートルの所 イ 3から105度の線と東広島市安芸津町大芝島距岸100メートルの線との交点 ウ 1から東広島市安芸津町大芝島パイヤの鼻を見通す線と大芝島距岸100メートルの線との交点 エ 1から東広島市安芸津町大芝島パイヤの鼻を見通す線と2から安芸津町鼻線島南端を見通す線との交点 オ 2から東広島市安芸津町鼻線島南端を見通す線と1からアを見通す線との交点	第一種共同漁業	なまこ	11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第253号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早、小松原地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線とエオを東広島市安芸津町大芝島東側距岸400メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界 基点2 東広島市安芸津町小芝島南西端 基点3 東広島市安芸津町小芝島南東端 基点4 東広島市安芸津町大芝島南端(法面防護柵中央の線を南に延長した線と護岸との交点(排水管中央)) 基点5 東広島市安芸津町風早と三津との海岸線における境界 ア 1から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所 イ 2から呉市安浦町馬島東端を見通す線上200メートルの所 ウ 3から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上100メートルの所 エ 4から豊田郡大崎上島町大串七々見塚崎の鼻を見通す線と距岸400メートルの線との交点 オ 5から東広島市安芸津町大芝島パイヤの鼻を見通す線と大芝島の距岸400メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第254号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早、小松原地先	次の1ア、ア2を結んだ2直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町小松原戸町南端 基点2 東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界 基点3 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤南側付け根 基点4 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤南側付け根 ア 1から105度200メートルの所	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第255号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町大芝島地先	次のアイを結んだ直線とイウを東広島市安芸津町大芝島北側距岸100メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを大芝島南側距岸200メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町大芝島西端(石積み防波堤西側付け根から南へ35メートルの排水口中央) 基点2 東広島市安芸津町大芝島北東端(地蔵鼻) ア 1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線と距岸100メートルの線との交点 ウ 2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 エ 2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第256号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町龍王島地先	東広島市安芸津町龍王島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第257号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早地先	次の1・2を結んだ直線と3ア、ア4を結んだ2直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町高野川JR呉線鉄橋下流側右岸付け根 基点2 東広島市安芸津町高野川JR呉線鉄橋下流側左岸付け根 基点3 東広島市安芸津町高野川東の小川河口左岸護岸南東端 基点4 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北西へ190メートルの所(曲がり角) 基点5 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地北西側森尾水産作業場埋立地南西角	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第258号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町観音川JR呉線鉄橋上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ78メートルの所 基点2 東広島市安芸津町観音川JR呉線鉄橋上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ62メートルの所 基点3 東広島市安芸津町観音川の右岸と国道との上流側交点 基点4 東広島市安芸津町観音川の左岸と国道との上流側交点	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第259号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 基点1 4から護岸沿い上流へ43メートルの橋の下流側左岸付け根 基点2 4から護岸沿い上流へ43メートルの橋の下流側右岸付け根 基点3 東広島市安芸津町太郎水川の右岸と国道との上流側交点 基点4 東広島市安芸津町太郎水川の左岸と国道との上流側交点	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第260号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早地先	次の1・2を結んだ直線と3ア、アイ、イ4を結んだ3直線と護岸とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町蛇道川蓼原橋(国道)上流側右岸付け根から上流へ62メートルの橋の下流側右岸付け根 基点2 東広島市安芸津町蛇道川蓼原橋(国道)上流側右岸付け根から上流へ62メートルの橋の下流側左岸付け根 基点3 東広島市安芸津町蛇道川右岸と蓼原橋との下流側交点 基点4 東広島市安芸津町風早本庄鉄工(南)作業所南西角 基点5 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ200メートルの所(曲がり角) 基点6 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤と港湾埋立地との北側交点 ア 3から5を見通す線上70メートルの所 イ 4から6を見通す線上50メートルの所	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月20日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
共第261号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウ3を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、5エ、エオ、オ6を結んだ3直線と東広島市安芸津町木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。 基点1 東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界 基点2 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻 基点3 東広島市安芸津町と竹原市との海岸線における境界 基点4 東広島市安芸津町龍王島西端 基点5 東広島市安芸津町木谷西防波堤突端 基点6 東広島市安芸津町木谷東防波堤突端 ア 1から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点 イ 2から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上300メートルの所 ウ 3から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所 エ 5から214度400メートルの所	第一種共同漁業	なまこ	11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第262号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(東広島市安芸津町鼻線島を含む)300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と5・6を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3ウを結んだ直線とウエを距岸300メートルで結んだ直線とエ4を結んだ直線と東広島市安芸津町木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。 基点1 東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界 基点2 東広島市安芸津町と竹原市との海岸線における境界 基点3 東広島市安芸津町木谷西防波堤突端 基点4 東広島市安芸津町木谷東防波堤突端 基点5 東広島市安芸津町三津大川JＲ鉄橋下流側右岸付け根 基点6 東広島市安芸津町三津大川JＲ鉄橋下流側左岸付け根 ア 1から東広島市安芸津町大芝島パイアの鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 イ 2から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 3から214度の線と距岸300メートルの線との交点 エ 4から217度の線と距岸300メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第263号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町壺の島地先	東広島市安芸津町壺の島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第264号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町唐船島地先	東広島市安芸津町唐船島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第265号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウ3を結んだ4直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、5エ、エオ、オ6を結んだ3直線と東広島市安芸津町木谷西防波堤、東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。 基点1 東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界 基点2 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻 基点3 東広島市安芸津町と竹原市との海岸線における境界 基点4 東広島市安芸津町龍王島西端 基点5 東広島市安芸津町木谷西防波堤突端 基点6 東広島市安芸津町木谷東防波堤突端 基点7 東広島市安芸津町三津大川三津大橋下流側右岸付け根 基点8 東広島市安芸津町三津大川三津大橋下流側左岸付け根 ア 1から東広島市安芸津町大芝島パイアの鼻を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点 イ 2から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上300メートルの所 ウ 3から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所 エ 5から214度400メートルの所 オ 6から217度320メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第266号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町唐船島地先	東広島市安芸津町唐船島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第267号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町壺の島地先	次のアイ、イエ、エオ、オアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界 基点2 東広島市安芸津町風早東広島市安芸津町干拓地護岸(旧護岸)南西角 基点3 東広島市安芸津町龍王島西端 基点4 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻 基点5 東広島市安芸津町東広島市安芸津港西防波堤南側付け根 ア 1から東広島市安芸津町大芝島パイアの鼻を見通す線と2から東広島市安芸津町鼻線島南端を見通す線との交点 イ 1から東広島市安芸津町大芝島パイアの鼻を見通す線と3から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点 ウ 4から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線上300メートルの所 エ 5から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線とイウを結んだ線との交点 オ 5から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線と2から鼻線島南端を見通す線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第268号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷赤崎地先	次の1ア、アウ、ウエ、エオ、オ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷矢野川暗渠中央から護岸沿い南へ50メートルの所 基点2 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻 基点3 東広島市安芸津町木谷と竹原市との海岸線における境界 基点4 東広島市安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角 基点5 東広島市安芸津町三津と風早との海岸線における境界 基点6 東広島市安芸津町龍王島西端 ア 1から東広島市安芸津町安芸津港灯台を見通す線と4から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線との交点 イ 5から東広島市安芸津町大芝島パイヤの鼻を見通す線と6から津久賀島西端を見通す線との交点 ウ 4から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線とイエを結んだ線との交点 エ 2から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線と300メートルの所 オ 3から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線と500メートルの所	第二種共同漁業	つば網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第269号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町三津地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町三津大川三津大橋上流側右岸付け根 基点2 東広島市安芸津町三津大川三津大橋上流側左岸付け根 基点3 東広島市安芸津町三津大川JR鉄橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所 基点4 東広島市安芸津町三津大川JR鉄橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第270号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷小学校西側護岸延長線と郷川右岸との交点 基点2 東広島市安芸津町郷川河口左岸角 基点3 東広島市安芸津町郷川蚊竜橋下流側右岸付け根 基点4 東広島市安芸津町郷川蚊竜橋下流側左岸付け根	第二種共同漁業	白魚やな	2月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
共第271号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケ7を結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、8コ、コサ、サン、シ9を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 豊田郡大崎上島町木江と東野との海岸線における境界 基点2 豊田郡大崎上島町木江木江港一文字防波堤燈台 基点3 豊田郡大崎上島町沖浦野賀の鼻 基点4 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻 基点5 豊田郡大崎上島町沖浦城の鼻 基点6 豊田郡大崎上島町明石香匂鼻 基点7 豊田郡大崎上島町明石と大串との海岸線における境界 基点8 豊田郡大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角 基点9 豊田郡大崎上島町明石草木丸小鼻の西端 ア 1から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と500メートルの所 イ 2から112度の線と4から愛媛県今治市神殿島の高を見通す線との交点 ウ 3から愛媛県今治市福島西端を見通す線と4から今治市神殿島の高を見通す線との交点 エ 4から愛媛県今治市福島西端を見通す線の中央点 オ 4から愛媛県今治市柏島西端を見通す線と今治市大下島ナブチ鼻から大横島西端を見通す線との交点 カ 4から愛媛県今治市大下島ナブチ鼻を見通す線の中央点 キ 5から179度の線と愛媛県今治市岡村島正月鼻から力を見通す線との交点 ク 6から愛媛県今治市岡村島戸町鼻を見通す線の中央点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第272号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3ウ、ウエ、エオ、オ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第273号、共第274号、共第275号、共第276号、共第278号を除く。 基点1 豊田郡大崎上島町木江と東野との海岸線における境界 基点2 豊田郡大崎上島町明石と大串との海岸線における境界 基点3 豊田郡大崎上島町明石草木総九郎川河口左岸角 基点4 豊田郡大崎上島町明石草木丸小鼻の西端 ア 1から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 イ 2から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 3から豊田郡大崎上島町明石草木総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点 エウから呉市豊町三角島カメンド鼻を見通す(232度)線上130メートルの所 オエから140度の線と4から呉市豊町鍋島の高を見通す(232度)線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第273号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町明石地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町明石香勾鼻 ア 1から呉市豊町平羅島北西端を見通す線上400メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第274号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町沖浦地先	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町沖浦城の鼻 ア 1から154度320メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第275号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町沖浦地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町沖浦旧木江中学校敷地南西角南側の荷揚場護岸排水口中央 ア 1から174度450メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第276号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町沖浦地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町沖浦草山鼻(護岸排水口の所) ア 1から174度450メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第277号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町沖浦地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町沖浦観音鼻 ア 1から124度600メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第278号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町沖浦地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町沖浦中の浦鼻 ア 1から144度500メートルの所(チシャゴ礁)	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第279号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町明石地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町明石香勾鼻 ア 1から128度400メートルの所(黒洲)	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第280号	大崎上島漁業協同組合	豊田郡大崎上島町沖浦地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸400メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町沖浦中の浦鼻 基点2 豊田郡大崎上島町沖浦観音鼻 ア 1から愛媛県今治市福島西端を見通す線と距岸400メートルの線との交点 イ 2から愛媛県今治市小大下島明神鼻を見通す線と距岸400メートルの線との交点	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町木江、沖浦、明石	
共第281号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町来島地先	豊田郡大崎上島町来島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第282号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町津久賀島地先	豊田郡大崎上島町津久賀島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第283号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町東野、中野、原田、大串地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ11を結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び12・13を結んだ直線から下流の原田川の区域。ただし、昭和48年農林省告示第99号の保護水面区域及び次の除外区域を除く。 基点1 豊田郡大崎上島町大串と明石の海岸線における境界 基点2 豊田郡大崎上島町大串入道鼻 基点3 豊田郡大崎上島町大串塚崎の鼻 基点4 豊田郡大崎上島町中野と原田との海岸線における境界(瀬井の鼻) 基点5 豊田郡大崎上島町津々木島の高(西から2番目の高) 基点6 豊田郡大崎上島町折免島南西端の鼻 基点7 豊田郡大崎上島町臼島山尾崎の鼻 基点8 豊田郡大崎上島町英島北端 基点9 豊田郡大崎上島町生野島白州鼻 基点10 豊田郡大崎上島町東野嶽崎港東口灯台(嶽崎の鼻) 基点11 豊田郡大崎上島町東野と木江との海岸線における境界 基点12 豊田郡大崎上島町中野原田川大崎郵便局前の橋(かいかんはし)下流側左岸付け根 基点13 豊田郡大崎上島町中野原田川大崎郵便局前の橋(かいかんはし)下流側右岸付け根 ア 1から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの所 イ 2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線上200メートルの所 ウ 3から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの所 エ 4から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ さざえ あわび類 かき ひじき わかめ あかもく	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第284号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町来島地先	豊田郡大崎上島町来島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第285号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町津久賀島地先	豊田郡大崎上島町津久賀島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第286号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町中野、大串、原田地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ4を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町大串と明石との海岸線における境界 基点2 豊田郡大崎上島町大串入道鼻 基点3 豊田郡大崎上島町大串塚崎の鼻 基点4 豊田郡大崎上島町原田と中野との海岸線における境界 ア 1から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの所 イ 2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線上200メートルの所 ウ 3から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの所 エ 4から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第287号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町中野地先	次の1ア、アイ、イウ、ウ3、3・4を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 豊田郡大崎上島町中野と原田との海岸線における境界 基点2 豊田郡大崎上島町津々木島の高(西から2番目の高) 基点3 豊田郡大崎上島町折免島南西端 基点4 豊田郡大崎上島町東野と中野との海岸線における境界 ア 1から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所 イ 2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上200メートルの所 ウ 3から東広島市安芸津町唐船島南端を見通す線上1,500メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第288号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町東野地先	次の1・2、2・3を結んだ2直線と4ア、ア5、5イを結んだ3直線とイウを豊田郡大崎上島町契島南回りに距岸150メートルで結んだ線とウ7、7・8、8・9を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域及び次の除外区域を除く。 基点1 豊田郡大崎上島町東野と中野との海岸線における境界 基点2 豊田郡大崎上島町折免島南西端の鼻 基点3 豊田郡大崎上島町箕島南西端の鼻 基点4 豊田郡大崎上島町箕島西端の鼻 基点5 豊田郡大崎上島町臼島山尾崎の鼻 基点6 豊田郡大崎上島町契島南端 基点7 豊田郡大崎上島町生野島白洲鼻 基点8 豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻 基点9 豊田郡大崎上島町大等島北東の鼻 ア 5から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線上500メートルの所 イ 5から6を見通す線と豊田郡大崎上島町契島距岸150メートルの線との交点 ウ 6から7を見通す線と豊田郡大崎上島町契島距岸150メートルの線との交点	第二種共同漁業	つば網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第289号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町東野地先	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町大等島北東の鼻 基点2 豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻 基点3 豊田郡大崎上島町東野鯨崎港東口灯台（鯨崎の鼻） 基点4 豊田郡大崎上島町東野と木江との海岸線における境界 ア 2から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルの所 イ アから愛媛県今治市神殿島北東端を見通す線上2400メートルの所 ウ 3から愛媛県今治市神殿島南端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 エ 4から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と距岸100メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第290号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町唐島地先	豊田郡大崎上島町唐島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第291号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町東野地先	次の1・2、2ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オ7を結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域、豊田郡大崎上島町契島の距岸150メートルの区域及び次の除外区域を除く。 基点1 豊田郡大崎上島町東野と中野との海岸線における境界 基点2 豊田郡大崎上島町折免島南西端の鼻 基点3 豊田郡大崎上島町臼島山尾崎の鼻 基点4 豊田郡大崎上島町契島北端 基点5 豊田郡大崎上島町生野島白洲鼻 基点6 豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻 基点7 豊田郡大崎上島町大等島北東の鼻 ア 2から東広島市安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1500メートルの所 イ 3から竹原市吉名町碓島の高を見通す線上200メートルの所 ウ 4から竹原市吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの所 エ 5から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルの所 オ 6から竹原市阿波島西端を見通す線上200メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第292号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町中野向山地先	次の1・2を結んだ直線と3ア、ア4を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町中野向山明神崎 基点2 豊田郡大崎上島町長島南端 基点3 豊田郡大崎上島町長島旧桝橋護岸南東角 基点4 豊田郡大崎上島町中野向山刀崎 ア 4から豊田郡大崎上島町長島北東端（カメ鼻）を見通す線上300メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	
共第293号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町東野地先	次の1・4を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 豊田郡大崎上島町小琴島北端 基点2 豊田郡大崎上島町東野盛谷北防波堤東側付け根 基点3 豊田郡大崎上島町生野島塔の鼻 基点4 豊田郡大崎上島町生野島加賀波の東鼻	第四種共同漁業	たい寄魚	5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町東野、中野、大串	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第294号	芸南漁業協同組合	竹原市吉名町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウオ、オカ、カ4を結んだ直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、6キ、キ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界 基点2 竹原市吉名町太郎鼻 基点3 竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ250メートルの所 基点4 竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から海岸沿い南へ16メートルの所 基点5 竹原市下野町ハチ岩の高 基点6 7から89度の線と最大高潮時海岸線との交点 基点7 竹原市吉名町1の12の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ80メートルの所 基点8 竹原市吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根 基点9 竹原市吉名町郷川便利橋下流側左岸付け根 ア 1から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所 イ 2から竹原市吉名町碓島の灯台を見通す線上200メートルの所 ウ 3から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上350メートルの所 エ 5から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見	第一種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第295号	芸南漁業協同組合	竹原市吉名町碓島地先	竹原市吉名町碓島の高を中心とした半径100メートルの円周と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第296号	芸南漁業協同組合	竹原市竹原町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウ6を結んだ4直線と3・4、4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カ5を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 竹原市下野町月見鼻 基点2 竹原市下野町ハチ岩の高 基点3 竹原町明神防波堤南側付け根 基点4 竹原町明神防波堤先端 基点5 竹原町的場の鼻から北へ2番目の鼻(石積み防波堤の西側付け根) 基点6 竹原市港町5丁目と竹原市高崎町との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 基点7 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側右岸付け根 基点8 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側左岸付け根 基点9 竹原市高崎町高崎三等三角点(標高179.6メートル) ア 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す(152度)線上450メートルの所 イ 2から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所 ウ 6から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所 エ 9から253度59分00秒761.0メートルの所 オ エから255度00分26秒72.5メートルの所 カ オから298度39分51秒184.2メートルの所	第一種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第297号	芸南漁業協同組合	竹原市高崎町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 竹原市高崎町と港町5丁目との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 基点2 竹原市高崎町高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ109メートルの所 ア 1から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から120度の線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角	第一種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第298号	芸南漁業協同組合	竹原市高崎町阿波島地先	竹原市高崎町阿波島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり えむし さざえ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第299号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、竹原市忠海東町5623-9、同5624-1、同5624-6、同5624-7と重複する区域を除く。 基点1 竹原市忠海町明神川河口左岸角(東側)から護岸沿い東へ75メートルの所 基点2 竹原市忠海町火山の鼻 基点3 竹原市忠海町と三原市との海岸線における境界 基点4 竹原市忠海町JR呉線忠海港橋梁の南東付け根 基点5 竹原市忠海町JR呉線忠海港橋梁の南西付け根 ア 1から愛媛県今治市松島西端を見通す線上440メートルの所 イ 2から愛媛県今治市松島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 3から愛媛県今治市大三島鳥取を見通す線と距岸300メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第300号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町小久野島地先	竹原市忠海町小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第301号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町大久野島地先	竹原市忠海町大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1ア、アイウ、ウ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ24メートルの所 基点2 竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根東側護岸パラベットの環境庁金風標 基点3 竹原市忠海町大久野島南東側棧橋用地南東角 基点4 3から208度14分33.880メートルの所 ア 2から58度37分146.448メートルの所 イ 3から83度43分138.230メートルの所 ウ 3から191度32分46.901メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第302号	芸南漁業協同組合	竹原市吉名町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウオ、オカ、カ4を結んだ6直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、6キ、キ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びつば網漁業については、3ウを結んだ直線から東側の区域を除く。 基点1 竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界 基点2 竹原市吉名町太郎鼻 基点3 竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ250メートルの所 基点4 竹原市吉名町貯木場防波堤南側付け根から海岸沿い南へ16メートルの所 基点5 竹原市下野町ハチ岩の高 基点6 7から89度の線と最大高潮時海岸線との交点 基点7 竹原市吉名町1の12の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ60メートルの所 基点8 竹原市吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ125メートルの護岸角 基点9 8から40度の線と郷川左岸との交点 ア 1から豊田郡大崎上島町長島鷺崎を見通す線上500メートルの所 イ 2から竹原市吉名町碓島の灯台を見通す線上200メートルの所 ウ 3から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上350メートルの所 エ 5から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所 オ ウからエを見通す線上200メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第303号	芸南漁業協同組合	竹原市吉名町碓島地先	竹原市吉名町碓島の高を中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第304号	芸南漁業協同組合	竹原市竹原町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウ6を結んだ4直線と3・4、4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カ5を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 竹原市下野町月見鼻 基点2 竹原市下野町ハチ岩の高 基点3 竹原町明神防波堤南側付け根 基点4 竹原町明神防波堤突端 基点5 竹原町的場の鼻から北へ2番目の鼻(石積み防波堤の西側付け根) 基点6 竹原市港町5丁目と高崎町との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 基点7 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側右岸付け根 基点8 竹原市皆実町賀茂川皆実橋下流側左岸付け根 基点9 竹原市高崎町高崎三等三角点(標高179.6メートル) ア 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老波を見通す(152度)線上450メートルの所 イ 2から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所 ウ 6から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所 エ 9から253度59分00秒761.0メートルの所 オ エから255度00分26秒72.5メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第305号	芸南漁業協同組合	竹原市高崎町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 竹原市高崎町と港町5丁目との海岸線における境界(広島大学生物生産学部実験場護岸東角) 基点2 竹原市高崎町高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ109メートルの所 ア 1から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から120度の線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第306号	芸南漁業協同組合	竹原市高崎町地先(モンテの洲)	次のアを中心とした半径500メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 竹原市竹原町の鼻 基点2 竹原市高崎町阿波島源氏ヶ鼻 ア 1から豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線と2から大崎上島町臼島北端を見通す線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第307号	芸南漁業協同組合	竹原市高崎町阿波島地先	竹原市高崎町阿波島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市	
共第308号	芸南漁業協同組合	竹原市高崎町地先(沖の洲)	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域。ただし2から竹原市忠海町猿ヶ鼻を見通す線の100メートル北側に平行に引いた直線より北の区域を除く。 基点1 竹原市高崎町城山の鼻(竹原みかん選果場前) 基点2 竹原市高崎町阿波島源氏ヶ鼻から東へ3番目の鼻 ア 1から竹原市忠海町小久野島南端を見通す線と2から猿ヶ鼻を見通す線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市	
共第309号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ3を結んだ直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、竹原市忠海東町5623-9、同5624-1、同5624-6、同5624-7と重複する区域及び共第315号の区域を除く。 基点1 竹原市忠海長浜3丁目明神川河口左岸角(東側)から護岸沿い東へ75メートルの所 基点2 竹原市忠海長浜3丁目火山の鼻 基点3 竹原市と三原市との海岸線における境界 基点4 竹原市JR呉線忠海港橋梁の南東付け根 基点5 竹原市JR呉線忠海港橋梁の南西付け根 ア 1から愛媛県今治市松島西端を見通す線上440メートルの所 イ 2から愛媛県今治市松島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 3から愛媛県今治市大三島取鼻を見通す線と	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第310号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町小久野島地先	竹原市忠海町小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第311号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町大久野島地先	竹原市忠海町大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1ア、アイ、イウ、ウ4を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第316号、共第317号の区域を除く。 基点1 竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ24メートルの所 基点2 竹原市忠海町大久野島南東側防波堤東側付け根東側護岸バラベツ上の環境庁金属標 基点3 竹原市忠海町大久野島南東側棧橋用地南東角 基点4 3から208度14分33.880メートルの所 ア 2から58度37分146.448メートルの所 イ 3から83度43分138.230メートルの所 ウ 3から191度32分46.901メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第312号	芸南漁業協同組合	竹原市竹原町地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸250メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 竹原市下野町月見鼻 基点2 竹原市竹原町明神赤鼻 ア 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す線と距岸250メートルの線との交点 ウ 2から豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 エ 2から豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第313号	芸南漁業協同組合	竹原市竹原町地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 竹原市下野町ハチ岩の高 ア 1から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上700メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第314号	芸南漁業協同組合	竹原市竹原町明神赤鼻地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 竹原市竹原町明神赤鼻 ア 1から豊田郡大崎上島町生野島の高を見通す線上1,000メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市吉名町、竹原町、高崎町、港町	
共第315号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 竹原市忠海床浦1丁目城山の鼻 基点2 竹原市忠海東町1丁目冠山の高 ア 2から竹原市忠海町大久野島北端(弥左エ門崎)を見通す線と1から忠海町大谷鼻を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第316号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町大久野島地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 竹原市忠海町大久野島南端灯台 ア 1から263度30分400メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第317号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町大久野島地先	次のアを中心とした半径90メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 竹原市忠海町大久野島北端(弥左エ門崎) ア 1から102度500メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第318号	芸南漁業協同組合	竹原市高崎町阿波島地先	次の1を中心とした半径500メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 竹原市高崎町阿波島白馬岬	第四種共同漁業	たい寄魚	2月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	
共第319号	芸南漁業協同組合	竹原市忠海町大久野島地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 竹原市忠海町大久野島南東端(三ツ石北側) ア 1から愛媛県今治市四十島の北端を見通す線上	第四種共同漁業	たい寄魚	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	竹原市忠海中町、忠海床浦、忠海東町、忠海長浜	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第320号	三原市漁業協同組合	三原市幸崎町、須波町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカを結んだ4直線とカキを三原市幸崎町有竜島南側距岸150メートルで結んだ線とキクを距岸300メートルで結んだ線とク4を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 三原市と竹原市との海岸線における境界 基点2 三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所 基点3 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根 基点4 三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 ア 1から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点 イ 2から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 2から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所 エ 3から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所 オ 3から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所 カ 3から三原市幸崎町有竜島の西端を見通す線と三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線との交点 キ 三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線と宇和島距岸300メートルの線との東側交点 ク 4から三原市鷺浦町和壺石の鼻を見通す線と距	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第321号	三原市漁業協同組合	三原市幸崎町有竜島地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを三原市幸崎町有竜島距岸150メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根 基点2 三原市幸崎町有竜島南端 ア 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所 イ 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所 ウ 1から三原市幸崎町有竜島西端を見通す線と三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線との交点 エ 2からアを見通す線と三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第322号	三原市漁業協同組合	三原市須波地先	次の3ア、アイ、イウ、ウエ、エオを結んだ5直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ、キクを結んだ2直線とクケを距岸200メートルで結んだ線とケコ、コサを結んだ2直線とサンを距岸200メートルで結んだ線とシ11を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 2から護岸沿い北へ250メートルの所 基点2 三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角 基点3 三原市和田沖町三菱重工機三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ50メートルの所 基点4 三原市須波1丁目若宮神社島居の中央 基点5 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根(道路護岸との接点) 基点6 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北東角から護岸沿い南へ150メートルの護岸角 基点7 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 基点8 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地北側付け根(新旧護岸境界) 基点9 三原市須波西1丁目須波海浜公園の北側海浜の南の護岸内角 基点10 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 基点11 三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 ア 2から135度50メートルの所 イ 1から135度50メートルの所 ウ 1から135度の線とエから34度30分の線との交点 エ 4から三原市鷺浦町宿祢島北端を見通す線上100メートルの所 オ 4から三原市鷺浦町宿祢島北端を見通す線と距	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第323号	三原市漁業協同組合	三原市糸崎町、古浜、円一町、和田沖町地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ2直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と5・6、7・8、9・10、11・12をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 三原市糸崎7丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所 基点2 三原市糸崎南2丁目第1号埋立地南西角 基点3 三原市和田沖町三菱重工㈱三原製作所埋立地東端護岸角 基点4 三原市和田沖町三菱重工㈱三原製作所埋立地東端護岸角から護岸沿い西へ380メートルの所 基点5 三原市和田1丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根 基点6 三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根 基点7 三原市円一町2丁目西野川曙橋下流側右岸付け根 基点8 三原市港町3丁目西野川曙橋下流側左岸付け根 基点9 三原市城町3丁目湧源川湧源橋下流側右岸付け根 基点10 三原市古浜1丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根 基点11 三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角 基点12 11から三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋脚(西から1番目)南端を見通す線と古浜入川左岸との交点 ア 1から207度134.5メートルの所 イ アから161度の線と距岸200メートルの線との交点 ウ 2から215度30分の線と距岸200メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第324号	三原市漁業協同組合	三原市糸崎町、木原町地先	次の2ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地東側護岸と国道護岸との交点)から国道護岸(国道)沿い東へ79メートルの所 基点2 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地東側護岸と国道護岸との交点)から国道護岸(国道)沿い東へ148メートルの所 基点3 三原市木原4丁目㈱共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 ア 2から護岸に直角に15メートルの所 イ 1から護岸に直角に43メートルの所 ウ 1から護岸に直角に200メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第325号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町下鷺島地先	三原市鷺浦町下鷺島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第353号の区域を除く。	第一種共同漁業	なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市、尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第326号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町上鷺島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを南回りに距岸100メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 三原市鷺浦町上鷺島北端 基点2 三原市鷺浦町上鷺島南端 ア 1から46度の線と距岸100メートルの線との交点 イ 1から46度850メートルの所 ウ 2から57度750メートルの所 エ 2から57度の線と距岸100メートルの線との交点	第一種共同漁業	なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第327号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町佐木島地先	三原市鷺浦町佐木島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第328号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町小佐木島地先	三原市鷺浦町小佐木島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第329号	三原市漁業協同組合	三原市木原町大鯨島地先	三原市木原町大鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町	
共第330号	三原市漁業協同組合	三原市木原町小鯨島地先	三原市木原町小鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	なまこ かき ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町	
共第331号	三原市漁業協同組合	三原市幸崎町、須波町地先	次の3ア、アイ、イウ、ウエ、エオを結んだ5直線とオカを距岸300メートルで結んだ線とカキ、キクを結んだ2直線とクケを距岸300メートルで結んだ線とケコ、コサを結んだ2直線とサンを距岸300メートルで結んだ線とシスを三原市幸崎町有竜島南側を距岸150メートルで結んだ線とスセ、セソ、ソタ、タチを結んだ4直線とチツを距岸300メートルで結んだ線とツ13を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域及び共第342号の区域を除く。 基点1 2から護岸沿い北へ250メートルの所 基点2 三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角 基点3 三原市和田沖町三菱重工㈱三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ50メートルの所 基点4 三原市須波1丁目若宮神社島居の中央 基点5 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根(道路護岸との接点) 基点6 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北東角から護岸沿い南へ150メートルの護岸角 基点7 三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 基点8 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地北側付け根(新旧護岸境界) 基点9 三原市須波西1丁目須波海浜公園の北側海浜の南の護岸内角 基点10 三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地南側付け根(道路護岸との接点) 基点11 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根 基点12 三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第332号	三原市漁業協同組合	三原市糸崎町、古浜、円一町、和田沖町地先	次の2ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸300メートルで結んだ線とエオ、オカを結んだ2直線とカキを距岸50メートルで結んだ線とキ5を結んだ直線と8・9、9・10、10・11を結んだ3直線と6・7、12・13、14・15をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 三原市糸崎8丁目2欄中博ロード埋立地南角 基点2 三原市糸崎7丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所 基点3 三原市糸崎南2丁目第1号埋立地南西角 基点4 三原市和田沖町三菱重工㈱三原製作所埋立地東端護岸角 基点5 三原市和田沖町三菱重工㈱三原製作所埋立地東端護岸角から護岸沿い西へ380メートルの所 基点6 三原市和田1丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根 基点7 三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根 基点8 三原市円一町1丁目帝人㈱三原事業所敷地北角 基点9 三原港第1灯浮標 基点10 三原港第2灯浮標 基点11 三原市城町3丁目湧源川河口右岸角 基点12 三原市城町3丁目湧源川湧源橋下流側右岸付け根 基点13 三原市古浜2丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根 基点14 三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角 基点15 14から三原市旭町2丁目古浜橋橋脚(西から1番目)南端を見通す線と古浜入川左岸との交点 ア 2から207度134.5メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第333号	三原市漁業協同組合	三原市糸崎町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアの5直線によって囲まれた区域 基点1 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ30メートルの所 基点2 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ79メートルの所 基点3 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ148メートルの所 基点4 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地南西角 ア 1から護岸に直角に120メートルの所 イ 3から護岸に直角に300メートルの所 ウ 2から護岸に直角に300メートルの所 エ 4から東側埋立地西側護岸の延長線上(209度)55メートルの所 オ 1から護岸に直角に208メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第334号	三原市漁業協同組合	三原市糸崎町、木原町地先	次の2ア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線とエオを距岸300メートルで結んだ線とオ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ30メートルの所 基点2 三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根(埋立地護岸と道路護岸との交点)から国道沿い東へ148メートルの所 基点3 三原市木原4丁目㈱共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 ア 2から護岸に直角に15メートルの所 イ 1から護岸に直角に43メートルの所 ウ 1から護岸に直角に120メートルの所 エ 2から護岸に直角に300メートルの所 オ 3から尾道市向島町塩子島赤石鼻東側護岸北角(岩滝鼻)を見通す線と距岸300メートルの線との交	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町兼吉	
共第335号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町下鷺島地先	三原市鷺浦町下鷺島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第356号の区域を除く。	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市、尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第336号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町上鷺島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを南回りに距岸100メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 三原市鷺浦町上鷺島北端 基点2 三原市鷺浦町上鷺島南端 ア 1から46度の線と距岸100メートルの線との交点 イ 1から46度850メートルの所 ウ 2から57度750メートルの所 エ 2から57度の線と距岸100メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第337号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町佐木島、小佐木島地先	三原市鷺浦町佐木島及び小佐木島距岸250メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第336号、共第349号及び次の除外区域を除く。	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第338号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町宿祢島地先	三原市鷺浦町宿祢島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第339号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町鍋ヶ鼻地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市鷺浦町小佐木島北東端 基点2 三原市鷺浦町宿祢島東端 基点3 三原市鷺浦町タナハン島(ウエマツ)北端 基点4 尾道市因島重井町細島西端 ア 1から4を見通す線と2から3を見通す線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第340号	三原市漁業協同組合	三原市木原町小鯨島地先	三原市木原町小鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町	
共第341号	三原市漁業協同組合	三原市木原町大鯨島地先	三原市木原町大鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町	
共第342号	三原市漁業協同組合	三原市幸崎能地久津地先	次のアを中心とした半径50メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市幸崎能地6丁目久津宮長新開護岸南西角 ア 1から竹原市忠海町小久野島の高を見通す線上820メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第343号	三原市漁業協同組合	三原市須波西町地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 基点2 三原市鷺浦町和雲石の鼻 基点3 三原市鷺浦町布袋岩鼻 基点4 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻 ア 1から2を見通す線と3から4を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第344号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町布袋岩鼻地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市鷺浦町布袋岩鼻 基点2 三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所 ア 1から2を見通す線上100メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第345号	三原市漁業協同組合	三原市須波町地先	次のアを中心とした半径100メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 三原市須波1丁目須波漁港南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所 ア 1から三原市鷺浦町小佐木島南西端を見通す線上47メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第346号	三原市漁業協同組合	三原市須波1丁目若宮神社地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市須波1丁目若宮神社島居の中央 基点2 1から護岸沿い北へ200メートルの所 ウ 2から豊田郡大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線上エから東へ150メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第347号	三原市漁業協同組合	三原市須波町地先(カノコーの石)	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市円一町1丁目沼田川浄化センター埋立地護岸南角(円弧の中央) 基点2 三原市須波町犬伏の鼻(三菱重工機三原製作所埋立地南東の貝野物揚場南側付け根から護岸沿い南へ180メートルの所) 基点3 三原市鷺浦町小佐木島北西端 ア 2から尾道市向島町若子島黒崎鼻を見通す線と、1と3とを結ぶ線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第348号	三原市漁業協同組合	三原市糸崎南1丁目地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市糸崎南1丁目2太平洋セメント株式会社南東護岸角 ア 1から194度400メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第349号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町小佐木島金毘羅鼻地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市鷺浦町小佐木島東側防波堤付け根 基点2 三原市鷺浦町小佐木島金毘羅鼻 ア 1から117度の線と2から三原市鷺浦町宿禰島の高を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第350号	三原市漁業協同組合	三原市幸崎能地地先	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤突端 ア 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島東端を見通す線上700メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	3月1日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第351号	三原市漁業協同組合	三原市幸崎町有竜島地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市幸崎町有竜島南端 ア 1から尾道市瀬戸田町高根島高根山の高を見通す線上500メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第352号	三原市漁業協同組合	三原市幸崎町有竜島地先	次のアを中心とした半径80メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 三原市幸崎町有竜島南端 ア 1から尾道市瀬戸田町高根島カマノ石の鼻を見通す線上150メートルの所	第四種共同漁業	たい寄魚	4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三原市	
共第353号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カ6、7キ、クク、クケ、ケ10を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の区域及びコサ、シスを結んだ直線から下流の万所川、沖田川の区域。ただしセソ、ソタ、タチ、チセを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 尾道市瀬戸田町マリコ鼻 基点2 尾道市瀬戸田町竹浜団地護岸北西角 基点3 尾道市瀬戸田町内海造船所北東角 基点4 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻 基点5 尾道市瀬戸田町高根島北端(押寄鼻の灯台) 基点6 尾道市瀬戸田町瓢箪島北端 基点7 愛媛県今治市瓢箪島南端 基点8 尾道市瀬戸田町田高根五本松崎鼻 基点9 尾道市瀬戸田町田高根ハナグリ鼻 基点10 尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻) 基点11 愛媛県今治市上浦町多々羅三角点 ア 1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所 イ 2から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所 ウ 3から三原市鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所 エ 4から三原市鷺浦町和豊石の鼻を見通す線上200メートルの所 オ 5から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境界(JR呉線トンネル西口前の護岸点)を見通す線上200メートルの所 カ 5から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの所 キ 8から愛媛県今治市伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200メートルの所	第一種共同漁業	あざり なまこ えむし さざえ あわび類 うに類 ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第354号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町生口島地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町マリコ鼻 基点2 尾道市瀬戸田町賀盛鼻 基点3 尾道市瀬戸田町と因島洲江町との海岸線における境界 ア 1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所 イ 2から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの所 ウ 2から84度200メートルの所 エ 3から84度200メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 うに類 ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第355号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町生口島地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町と因島原町との海岸線における境界 基点2 尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻) ア 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの所 イ 2から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 うに類 ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第356号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カ6、7キ、クク、ケ10を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島の区域。ただし、サツを結んだ直線とコスを高根島の距岸30メートルで結んだ線とスシを結んだ直線とシサを生口島の距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域、セソ、ソタ、タチ、チセを結んだ4直線によって囲まれた区域、共第359号及び共第360号の区域を除く。 基点1 尾道市瀬戸田町マリコ鼻 基点2 尾道市瀬戸田町竹浜田地護岸北西角 基点3 尾道市瀬戸田町内海造船所北東角 基点4 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻 基点5 尾道市瀬戸田町高根島北端(押寄鼻の燈台) 基点6 尾道市瀬戸田町瓢箪島北端 基点7 愛媛県今治市瓢箪島南端 基点8 尾道市瀬戸田町田高根五本松崎鼻 基点9 尾道市瀬戸田町田高根ハナグリ鼻 基点10 尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻) 基点11 尾道市瀬戸田町内海造船所北西角 基点12 尾道市瀬戸田町萩谷新開北角 基点13 尾道市瀬戸田町高根島ネコ石の鼻(恵美壽大神の石碑前) 基点14 尾道市瀬戸田町福田港北側防波堤突端 基点15 愛媛県今治市上浦町多々羅三角点 ア 1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所 イ 2から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所 ウ 3から三原市鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所 エ 4から三原市鷺浦町和雲石の鼻を見通す線上200メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町	
共第357号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町生口島地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町マリコ鼻 基点2 尾道市瀬戸田町賀盛鼻 基点3 尾道市瀬戸田町と因島洲江町との海岸線における境界 ア 1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所 イ 2から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの所 ウ 2から84度200メートルの所 エ 3から84度200メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第358号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町生口島地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町と因島原町との海岸線における境界 基点2 尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根(城山の鼻) ア 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの所 イ 2から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第359号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町垂水地先	次のアを中心とした半径50メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町垂水端尻ノ鼻西端 ア 1から357度1,700メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第360号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町生口島地先	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町内海造船所北東角 基点2 尾道市瀬戸田町林明治浜北端 ア 1から三原市鷺浦町向田松ヶ鼻を見通す線と2から北西の瀬戸田港航路灯浮標(緑)を見通す線との	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町	
共第361号	吉和漁業協同組合	尾道市因島重井町細島細の洲地先	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市因島重井町細島北端 基点2 尾道市因島重井町細島西端 ア 1から254度の線と2から341度の線との交点	第一種共同漁業	あさり えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、向東町、向島町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄	
共第362号	吉和漁業協同組合	尾道市、尾道市向島町地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを木原町小鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを尾道市向島町岩子島南側距岸100メートルで結んだ線とキ8を結んだ直線と9・10を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第406号、共第407号及び共第408号の区域を除く。 基点1 三原市木原4丁目㈱共立機械製作所西側の小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 基点2 三原市木原町大鯨島北端 基点3 三原市木原町大鯨島南端 基点4 三原市木原町小鯨島北端 基点5 三原市木原町小鯨島南端 基点6 尾道市向島町岩子島西端 基点7 尾道市向島町岩子島鷄小島の南端 基点8 尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 基点9 尾道市向島町荒神の鼻 基点10 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から9を見通す線と護岸との交点 ア 1から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角(岩滝鼻)を見通す線上205メートルの所 イ 2からアを見通す線と距岸100メートルの線との交点 ウ 3から4を見通す線と距岸100メートルの線との交点 エ 4から3を見通す線と距岸100メートルの線との交	第一種共同漁業	あさり なまこ さざえ あわび類 ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、向島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第363号	吉和漁業協同組合	尾道市、尾道市向島町地先	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを木原町小鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを尾道市向島町岩子島南側距岸100メートルで結んだ線とク8を結んだ直線と9・10を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。 基点1 三原市木原4丁目榑共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 基点2 三原市木原町大鯨島北端 基点3 三原市木原町大鯨島南端 基点4 三原市木原町小鯨島北端 基点5 三原市木原町小鯨島南端 基点6 尾道市向島町岩子島西端 基点7 尾道市向島町岩子島竊小島の南端 基点8 尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 基点9 尾道市向島町荒神の鼻 基点10 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から9を見通す線と護岸との交点 ア 1から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角(岩滝鼻)を見通す線上310メートルの所 イ アから254度300メートルの所 ウ 2からイを見通す線と距岸100メートルの線との交点 エ 3から4を見通す線と距岸100メートルの線との交点 オ 4から3を見通す線と距岸100メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、向島町	
共第364号	吉和漁業協同組合	尾道市因島重井町細島細の洲地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市因島重井町細島北端 基点2 尾道市因島重井町細島西端 ア 1から254度の線と2から341度の線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、向東町、向島町、因島生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島橋浦町、因島三庄	
共第365号	尾道漁業協同組合	尾道市、尾道市向島町地先	次の1・5を結んだ直線と2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から5を見通す線と護岸との交点 基点2 尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所 基点3 尾道市向東町日立造船向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点 基点4 3から護岸沿い西へ108メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第366号	尾道漁業協同組合	尾道市地先	次の1・5を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から海岸沿い東へ110メートルの所 基点2 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所) 基点3 尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角) 基点4 尾道市向東町日立造船向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点 基点5 4から護岸沿い西へ108メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、向島町兼吉	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第367号	尾道漁業協同組合	福山市松永町地先(松永湾)	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域及びあさり漁業については、共第388号、共第389号、共第390号、共第399号、共第400号、共第401号、共第402号、共第403号の区域を除く。 基点1 尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角) 基点2 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所) 基点3 4から270度の線と福山市高西町の西側護岸との交点 基点4 福山市南今津町藤井川河口左岸角 基点5 福山市南今津町本郷川河口右岸角 基点6 5から90度の線と福山市南松永町2丁目の西側護岸との交点 基点7 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 基点8 尾道市向東町大磯鼻東端	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ かき ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、浦崎町、百島町、高須町、向島町、福山市藤江町、金江町、松永町、南松永町、今津町、高西町、柳津町	
共第368号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町、向東町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを尾道市向島町上江府島北辺りに距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸(向島町下江府島及び苅島を含む)100メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第404号及び共第405号の区域を除く。 基点1 尾道市向東町大磯鼻東端 基点2 尾道市向島町上江府島北端 基点3 尾道市向島町上江府島南西端 基点4 尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 基点5 尾道市向島町岩子島鴨小島の南端 ア 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 イ 2から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点 ウ 2から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点 エ 3から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点 オ 3から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点 カ 4から5を見通す線と尾道市向島距岸100メートル	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ ひじき わかめ てんぐさ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町	
共第369号	尾道漁業協同組合	尾道市、尾道市向島町地先	次の1・5を結んだ直線と2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路及び次の除外区域を除く。 基点1 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から5を見通す線と護岸との交点 基点2 尾道尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所 基点3 尾道市向東町日立造船㈱向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点 基点4 3から護岸沿い西へ108メートルの所 基点5 尾道市向島町荒神の鼻	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町	
共第370号	尾道漁業協同組合	尾道市地先	次の1・5を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。 基点1 尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所 基点2 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所) 基点3 尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角) 基点4 尾道市向東町日立造船㈱向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、向島町兼吉	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第371号	尾道漁業協同組合	福山市松永町地先	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第376号の区域及び次の除外区域を除く。 基点1 尾道市向東町松ヶ鼻北端(馬立新開護岸北東角) 基点2 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角(北側の角)から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所(尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所) 基点3 福山市南松永町4丁目松永みなと大橋右岸下流側付け根から南へ52メートルの所 基点4 福山市南松永町4丁目松永みなと大橋左岸下流側付け根 基点5 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 基点6 尾道市向東町大磯鼻東端	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、浦崎町、百島町、高須町、向島町、福山市藤江町、金江町、松永町、南松永町、今津町、高西町、柳津町	
共第372号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町、向東町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを尾道市向島町上江府島北回りに距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸(向島町下江府島及び世島を含む)100メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第379号、共第381号、共第383号、共第384号、共第385号、共第386号の区域を除く。 基点1 尾道市向島町大磯鼻東端 基点2 尾道市向島町上江府島北端 基点3 尾道市向島町上江府島南西端 基点4 尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 基点5 尾道市向島町岩子島驥小島の南端 ア 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点 イ 2から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点 ウ 2から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点 エ 3から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点 オ 3から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点 カ 4から5を見通す線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町	
共第373号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町上江府島地先	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町上江府島東方似骨ノ礁の高	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町	
共第374号	尾道漁業協同組合	尾道市百島町百島地先	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市百島町東方片平礁の高	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町兼吉	
共第375号	尾道漁業協同組合	尾道市向東町白石地先	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町加島南方白石の高	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町兼吉	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第376号	尾道漁業協同組合	尾道市浦崎町戸崎地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市浦崎町手城鼻北端 ア 1から福山市藤江町才戸川河口左岸護岸西端を見通す線上200メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、新高山町、浦崎町、巨島町、向島町	
共第377号	尾道漁業協同組合	尾道市浦崎町高松地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町女法崎南端 基点2 尾道市浦崎町高松福荷前の海岸に下る小道と海岸線の交点(鳥居跡の中央) ア 1から福山市内海町田島北側の大が瀬灯台を見通す線と2から内海町当木島中央くぼみを見通す(177度)線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、浦崎町、巨島町、向島町兼吉	
共第378号	尾道漁業協同組合	尾道市向東町加島北側地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町加島城ヶ鼻北端 ア 1から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線上200メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第379号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町干汐地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町上江府島南東端(上江府島の小島の南端) 基点2 尾道市向東町加島南端 ア 2から1を見通す延長線上1から350メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第380号	尾道漁業協同組合	尾道市向東町加島地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町大磯鼻東端 基点2 尾道市向東町加島西端 基点3 尾道市向島町下江府島南端 基点4 尾道市向東町加島南端 ア 4から3を見通す線と1から2を見通す延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第381号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町下江府島地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町下江府島南端 基点2 尾道市向島町観音崎北東の鼻 基点3 尾道市向島町松ヶ鼻 ア 1から福山市内海町横島釜戸の南西端を見通す(135度)線と2から3を見通す延長線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第382号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町立花地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町観音崎コイ崎(観音崎北西の鼻) ア 1から尾道市因島大浜町西浜の防波堤(大浜桟橋の北側の防波堤)突端を見通す線上200メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第383号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町立花地先	次のアを中心とした半径180メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町立花運動広場南東角 ア 1から尾道市因島棕浦町防地島の東端を見通す線上200メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第384号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町立花地先	次のアを中心とした半径100メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町長礁鼻 基点2 尾道市向島町立花運動広場西側突堤突端 ア 1から尾道市向島町余崎防波堤の小島の南端を見通す線と2から因島大浜町八重子島北西端を見通す(224度)線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第385号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町江ノ浦地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町笹島の南端 基点2 尾道市向島町江ノ浦胡子鼻の突堤の突端 ア 1から尾道市向島町余崎防波堤の小島の南端を結ぶ線と2から因島鏡浦町幌ノ鼻を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第386号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町茅ヶ浦地先	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町茅ヶ浦布刈鼻 基点2 尾道市向島町茅ヶ浦黒地鼻 ア 1から尾道市向島町犬ノ鼻の因島大橋橋脚台南角を見通す(135度)線と2から因島大浜町大浜崎燈台を見通す(220度)線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	
共第387号	尾道漁業協同組合	尾道市向島町岩子島地先	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町岩子島驛小島の南端 基点2 尾道市因島重井町細島北東端(細頭) ア 1から尾道市因島重井町長串鼻の北鼻を見通す線と2から因島大浜町大浜崎燈台を見通す線との交点	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第388号	尾道東部漁業協同組合	尾道市東尾道松永湾干拓地地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸13メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市東尾道松永湾干拓地南東角の排水口中央(峠ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点)から護岸沿い西へ31メートルの所 基点2 尾道市東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の西側の線の延長線と護岸との交点から護岸沿い東へ17メートルの所 ア 1から173度40分の線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から173度40分の線と距岸13メートルの線との交点 ウ 2から173度40分の線と距岸13メートルの線との交点 エ 2から173度40分の線と距岸50メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市山波町、東尾道、新高山1～3丁目	
共第389号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町加島地先	尾道市向東町加島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については共第392号の区域を除く。	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向東町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長辻1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地	
共第390号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町松ヶ鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町松ヶ鼻北側防波堤南側付け根 ア 1から162度40分38メートルの所 イ 1から146度40分200メートルの所 ウ 1から152度40分200メートルの所 エ 1から186度40分42メートルの所	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向東町	
共第391号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町歌地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町松本新開南防波堤南側付け根から護岸沿い南へ55メートルの所 基点2 尾道市向東町松本新開南防波堤南側付け根から護岸沿い南へ210メートルの所(スベリ北側付け根) 基点3 尾道市向東町大磯鼻棧橋埋立地北側付け根(埋立地北西護岸内角) ア 1から尾道市浦崎町手城鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から尾道市浦崎町手城鼻を見通す線上90メートルの所 ウ 2から66度40分120メートルの所 エ 2から98度40分160メートルの所 オ 3から42度170メートルの所 カ 3から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線上150メートルの所 キ 3から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向東町	
共第392号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町加島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸15メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町加島本浦新開護岸北端 基点2 尾道市向東町加島本浦新開護岸北端から護岸沿い南へ195メートルの所(本浦新開護岸北端から護岸沿い南へ2番目のスベリ北側付け根) ア 1から尾道市百島町百島の北端(女男石鼻)の防波堤突端を見通す線と距岸15メートルの線との交点 イ 1から尾道市百島町百島の北端(女男石鼻)の防波堤突端を見通す線上110メートルの所 ウ 2から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上120メートルの所 エ 2から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線と距岸15メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向東町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第393号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町加島地先	尾道市向東町加島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向東町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地	
共第394号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町歌地先	次のアを中心とした半径180メートルの円周によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町大礪鼻東端 基点2 尾道市向東町加島の高(104メートル) ア 1から2を見通す線上500メートルの所	第三種共同漁業	つきいそ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向東町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地	
共第395号	浦島漁業協同組合	尾道市百島町百島地先	尾道市百島町百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき わかめ てんぐさ いぎす	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市浦崎町、百島町	
共第396号	浦島漁業協同組合	尾道市浦崎町地先	次の1アを結んだ線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 基点2 福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町陸橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点(護岸角) ア 1から尾道市向東町大礪鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から福山市内海町陸橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし ひじき わかめ てんぐさ いぎす	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市浦崎町、百島町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向島町兼吉	
共第397号	浦島漁業協同組合	尾道市百島町百島地先	尾道市百島町百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市浦崎町、百島町	
共第398号	浦島漁業協同組合	尾道市浦崎町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第377号の区域を除く。 基点1 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 基点2 福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町陸橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点(護岸角) ア 1から尾道市向東町大礪鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から福山市内海町陸橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市浦崎町、百島町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向島町兼吉	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第399号	浦島漁業協同組合	福山市南松永町3丁目 西側地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、 ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 3から護岸沿い北へ320メートルの所 基点2 3から護岸沿い北へ40メートルの所 基点3 福山市南松永町4丁目北西角(松永みなと 大橋左岸下流側付け根) 基点4 3から護岸沿い南へ30メートルの所 ア 1から262度30分20メートルの所 イ 1から262度30分140メートルの所 ウ 3から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線 上130メートルの所 エ 4から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線 上130メートルの所 オ 4から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線 上20メートルの所 カ 3から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線 上20メートルの所 キ 3から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線 上40メートルの所 ク 2から262度30分40メートルの所 ケ 2から262度30分20メートルの所	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	福山市今津町	
共第400号	浦島漁業協同組合	福山市柳津町慶広浜地 先	次のアイ、イウ、ウアを結んだ3直線によって囲まれた 区域 基点1 福山市柳津町新川河口左岸の新旧護岸境 界から護岸沿い北へ16.3メートルの所 ア 1から220度30メートルの所 イ 1から220度145メートルの所 ウ 1から184度220メートルの所	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	福山市柳津町	
共第401号	浦島漁業協同組合	福山市藤江町浦之浜地 先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結 んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートル で結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 福山市藤江町才戸川河口左岸角 基点2 福山市藤江町藤江港北側埋立地の護岸北 側付け根から海岸沿い北へ10メートルの所 ア 1から255度40分の線と距岸30メートルの線との 交点 イ 1から255度40分の線と距岸10メートルの線との 交点 ウ 2から255度40分の線と距岸10メートルの線との 交点 エ 2から255度40分の線と距岸30メートルの線との 交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	福山市藤江町	
共第402号	浦島漁業協同組合	福山市藤江町前の浜、 池の浜地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結 んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートル で結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 福山市藤江町藤江港南側防波堤南側埋立 地南東護岸の西から1番目の内角から護岸沿い南 東へ5メートルの所 基点2 福山市藤江町池浜港北側埋立地北側付け 根から護岸沿い北へ10メートルの所 ア 1から223度の線と距岸40メートルの線との交点 イ 1から223度の線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から275度の線と距岸10メートルの線との交点 エ 2から275度の線と距岸40メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	福山市藤江町	
共第403号	浦島漁業協同組合	福山市藤江町郷頭地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結 んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートル で結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 福山市藤江町池浜港南側防波堤の埋立地 南側付け根 基点2 福山市藤江町と尾道市浦崎町との海岸線に おける境界 ア 1から272度40分の線と距岸40メートルの線との 交点 イ 1から272度40分の線と距岸10メートルの線との 交点 ウ 2から272度40分の線と距岸10メートルの線との 交点 エ 2から272度40分の線と距岸40メートルの線との 交点	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	団体	福山市藤江町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第404号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町黒崎稲積新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町干汐尾道市向島町漁協北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ94メートルの所 基点2 尾道市向東町と向島町の海岸における境界（悪水溜放水路の護岸階段北側付け根） ア 1から尾道市向東町加島城ヶ鼻から南西に3番目の鼻を見通す線上20メートルの所 イ 1から尾道市向東町加島城ヶ鼻から南西に3番目の鼻を見通す線上135メートルの所 ウ 2から尾道市向東町加島南西端を見通す線上135メートルの所 エ 2から尾道市向東町加島南西端を見通す線上15	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
共第405号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町津部田陸地新開地先	次のアイ、イ3、3ウ、ウアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町津部田陸地北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角 基点2 尾道市向島町津部田陸地北側の防波堤南側の埋立地南角 基点3 尾道市向島町津部田大神谷常夜燈西側の埋立地（護岸と道路との間の緑地）北角（護岸内角）から護岸沿い北へ27メートルの所 基点4 尾道市向島町津部田南側防波堤の突端 ア 1から234度20メートルの所 イ 2から3を見通す線上20メートルの所	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
共第406号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町道越地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町道越旧フェリー発着スベリ南側付け根から海岸沿い南へ30メートルの所 基点2 尾道市向島町道越瀬戸谷新開南端の鼻北側の護岸角 ア 1から244度の線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から264度の線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から264度30メートルの所 エ 1から244度50メートルの所	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
共第407号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町荒神浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町道越越山の高（52メートル）から尾道市向島町岩子島南船越新開北東護岸角を見通す線と護岸との交点 基点2 尾道市向島町道越荒神鼻南西の護岸北西角（階段工南側） ア 1から南船越新開北東護岸角を見通す線上15メートルの所 イ 1から南船越新開北東護岸角を見通す線上30メートルの所 ウ 2から尾道市正徳町吉和漁港西港の西側防波堤突端を見通す（317度）線上70メートルの所 エ 2から尾道市正徳町吉和漁港西港の西側防波堤突端を見通す（317度）線上15メートルの所	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
共第408号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町岩子島長江地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町岩子島塩釜神社北の埋立地護岸北角 基点2 尾道市向島町岩子島長江新開護岸の西側の樋門の東端から護岸沿い北東へ11メートルの護岸角 基点3 尾道市向島町岩子島長江新開護岸の東側の階段南側付け根から護岸沿い南へ6メートルの護岸内角 基点4 尾道市向島町岩子島ゴンデの鼻（矢の浦鼻）から南西へ1番目の鼻（長江新開の北の鼻） ア 1から4を見通す線上50メートルの所 イ 2から三原市本原4丁目㈱共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上30メートルの所 ウ 3から㈱共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上30メートルの所 エ 3から㈱共立機械製作所西側の小川河口左岸角	第一種共同漁業	あさり	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市向島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第409号	因島市漁業協同組合	尾道市因島地先	次の1アを結んだ直線とアクを距岸(尾道市因島重井町四十島を含む。)200メートルで結んだ線とクケを結んだ直線とケコを距岸250メートルで結んだ線とコサ、サン、シス、スセを結んだ4直線とセソを距岸260メートルで結んだ線とソチ、チツ、ツテ、テト、トナを結んだ5直線とナニを尾道市因島と愛媛県越智郡上島町鶴島の中央点で結んだ線とニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒを結んだ5直線とヒフを距岸200メートルで結んだ線とフ21を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びイウ、エオ、カキをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川、倉崎川、大川の区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 尾道市因島重井町産業開発団地護岸西角(航路燈標の北東の護岸角) 基点2 尾道市因島重井町産業開発団地護岸北角(付け根内角) 基点3 尾道市因島鏡浦町と尾道市因島棕浦町との海岸線における境界 基点4 尾道市因島三庄町白滝鼻東端 基点5 尾道市因島三庄町地蔵鼻東端 基点6 尾道市因島三庄町黒崎鼻の北鼻 基点7 尾道市因島三庄町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側 基点8 尾道市因島土生町ジャバンマリヌナイテッド㈱因島工場2号ドック西側護岸南角 基点9 愛媛県越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻 基点10 愛媛県越智郡上島町生名島飯島北端 基点11 愛媛県越智郡上島町坪木島北東端 基点12 愛媛県越智郡上島町生名島網建鼻の護岸北東角 基点13 愛媛県越智郡上島町生名島生名棧橋の北側埋立地北角(護岸階段南側付け根) 基点14 尾道市因島土生町ジャバンマリヌナイテッド㈱因島工場1号ドック南側護岸南角	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第410号	因島市漁業協同組合	尾道市因島洲江町、因島原町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市因島原町と瀬戸田町との海岸線における境界 基点2 尾道市因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界 ア 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点 イ 2から84度の線と距岸150メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、瀬戸田町	
共第411号	因島市漁業協同組合	尾道市因島重井町細島地先	尾道市因島重井町細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉	
共第412号	因島市漁業協同組合	尾道市因島重井町細島地先	尾道市因島重井町細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第413号	因島市漁業協同組合	尾道市因島重井町ハカン島地先	尾道市因島重井町ハカン島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉	
共第414号	因島市漁業協同組合	尾道市因島北側地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(尾道市因島重井町四十島を含む。)200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエ、オカ、キクをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川、倉崎川、大川の区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 尾道市因島重井町馬神山(96メートル)の北の鼻(魚釣石の鼻から西へ1番目の鼻) 基点2 尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界 ア 1から尾道市因島重井町小細島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸200メートルの線との交点 ウ 尾道市因島重井町重井川東西橋下流側左岸付け根 エ 尾道市因島重井町重井川東西橋下流側右岸付け根 オ 尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側左岸付け根 カ 尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側右岸付け根 キ 尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側左岸付け根 ク 尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側右岸付け根	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉	
共第415号	因島市漁業協同組合	尾道市因島南側地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカを結んだ4直線とカキを距岸260メートルで結んだ線とキケ、ケコ、コサ、サン、シスを結んだ5直線とスセを尾道市因島と愛媛県越智郡上島町鶴島の中央点で結んだ線とセソ、ソタ、タチ、チツ、ツテを結んだ5直線とテトを距岸200メートルで結んだ線とト19を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市因島鏡浦町と因島椋浦町との海岸線における境界 基点2 尾道市因島三庄町白滝鼻東端 基点3 尾道市因島三庄町地蔵鼻東端 基点4 尾道市因島三庄町黒崎鼻の北鼻 基点5 尾道市因島三庄町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側 基点6 尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド㈱因島工場2号ドック西側護岸南角 基点7 愛媛県越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻 基点8 愛媛県越智郡上島町生名島巖島北端 基点9 愛媛県越智郡上島町坪木島北東端 基点10 愛媛県越智郡上島町生名島網建鼻の護岸北東角 基点11 愛媛県越智郡上島町生名島生名棧橋の北側埋立地北角(護岸階段南側付け根) 基点12 尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド㈱尾道市因島工場1号ドック南側護岸南角 基点13 愛媛県越智郡上島町鶴島南東端 基点14 愛媛県越智郡上島町鶴島北端 基点15 愛媛県越智郡上島町亀島北端 基点16 尾道市因島土生町と因島田熊町との海岸線における境界(尾道市因島総合支所敷地北西角から護岸沿い北へ18メートルの階段付け根中央) 基点17 尾道市因島田熊町と因島中庄町との海岸線における境界(イトマン商会敷地北西角から護岸沿い南へ18メートルの階段付け根中央)	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第416号	因島市漁業協同組合	尾道市因島重井町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市因島重井町馬神山(96メートル)の北の鼻(魚釣石の鼻から西へ1番目の鼻) 基点2 尾道市因島重井町産業開発団地護岸北角(付け根内角) 基点3 尾道市因島重井町産業開発団地護岸西角(航路燈標の北東の護岸角) ア 1から尾道市因島重井町小細島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から尾道市因島重井町産業開発団地埋立地北側護岸の延長線(235度)と護岸北西角から距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第417号	因島市漁業協同組合	尾道市因島洲江町、因島原町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市因島原町と瀬戸田町との海岸線における境界 基点2 尾道市因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界 ア 1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から84度の線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、瀬戸田町	
共第418号	因島市漁業協同組合	尾道市因島重井町細島地先	尾道市因島重井町細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉	
共第419号	因島市漁業協同組合	尾道市因島重井町小細島地先	尾道市因島重井町小細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉	
共第420号	因島市漁業協同組合	尾道市因島重井町ハカン島地先	尾道市因島重井町ハカン島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第421号	因島市漁業協同組合	尾道市因島北側地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸(尾道市因島重井町四十島を含む。)100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線とウエ、オカ、キクをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 尾道市因島重井町長崎竜王北の鼻 基点2 尾道市因島鏡浦町と因島椋浦町との海岸線における境界 ア 1から三原市鷺浦町佐木島須ノ上北側防波堤突端を見通す(285度)線と距岸100メートルの線との交点 イ 2から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸100メートルの線との交点 ウ 尾道市因島重井町垂井川河口左岸角 エ 尾道市因島重井町垂井川河口右岸角 オ 尾道市因島大浜町倉谷新開護岸南東角 カ 尾道市因島大浜町沢崎北東側防波堤突端 キクから尾道市因島大浜町大楠山の高を見通す線と因島大浜町護岸との交点 ク 尾道市因島中庄町仁井屋新開北東角から護岸	第二種共同漁業	つば網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第422号	因島市漁業協同組合	尾道市因島椋浦町、因島三庄町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 尾道市因島鏡浦町と因島椋浦町との海岸線における境界 基点2 尾道市因島三庄町白滝鼻東端 基点3 尾道市因島三庄町地藏鼻東端 基点4 尾道市因島三庄町小用五柱神社南側小用港港湾用地北東角(小用港東側防波堤から続く波返し護岸の北東角) ア 1から福山市内海町当木島南端を見通す(84度30分)線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から3を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から2を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	つば網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町	
共第423号	田尻あんずの里漁業協同組合	福山市田尻町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、力2を結んだ5直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 福山市田尻町と水呑町との海岸線における境界 基点2 福山市田尻町604の2白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所 基点3 福山市田尻町と頼町との海岸線における境界(福山市頼町新鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所 基点4 福山市田尻町古山田川河口右岸の樋門上流端から護岸沿い上流に70メートルの所 基点5 4から護岸に直角に見通す線と古山田川左岸との交点 ア 1から福山市走島町袴島の高を見通す線と距岸300メートルの線との交点 イ 2から福山市箕沖町埋立地護岸南角を見通す線と距岸300メートルの線との交点 ウ 2から118度40分300メートルの所 エ 3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上300メートルの所 オ 3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上44メートルの所 カ 2から118度40分193メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市田尻町	
共第424号	田尻あんずの里漁業協同組合	福山市田尻町地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ2を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。 基点1 福山市田尻町と水呑町との海岸線における境界 基点2 福山市田尻町604の2白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所 基点3 福山市田尻町と頼町との海岸線における境界(福山市頼町新鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所 ア 1から福山市走島町袴島の高を見通す線上1,500メートルの所 イ 3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上1,500メートルの所 ウ 3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上44メートルの所 エ 2から118度40分193メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市田尻町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第425号	鞆の浦漁業協同組合	福山市鞆町地先	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを東回りに福山市鞆町仙酔島距岸(鞆町つつじ島を含む)200メートルで結んだ線とエオ、オカ、カ6を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市鞆町と田原町との海岸線における境界(鞆町鞆鉄工団地埋立地と田原町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所 基点2 福山市鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所(護岸角) 基点3 福山市鞆町仙酔島赤岬 基点4 福山市鞆町島ノ口岬西鼻 基点5 福山市鞆町皇后島西端 基点6 福山市鞆町鞆港東側防波堤突端 ア 1から岡山県笠岡市岡島の高を見通す線上200メートルの所 イ 2から水呑町竹ヶ端突端を見通す線上100メートルの所 ウ 3から2を見通す線と距岸200メートルの線との交点 エ 4から福山市鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 オ 5から6を見通す線上200メートルの所	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ かき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
共第426号	鞆の浦漁業協同組合	福山市鞆町鞆港地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2、2・3を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、胡神社前の漁船船たて場の区域を除く。 基点1 福山市鞆町淀媛神社東側防波堤突端 基点2 福山市鞆町石製常夜燈の中央 基点3 福山市鞆町胡神社敷地西角前の護岸点 ア 1から2を見通す線と距岸100メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
共第427号	鞆の浦漁業協同組合	福山市鞆町地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸(福山市鞆町玉津島及び平漁港南側防波堤を含む)200メートルで結んだ線とウ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、鞆町後地2532-1、2532-2及び2532-3の区域と重複する区域を除く。 基点1 福山市鞆町淀媛神社東側防波堤突端 基点2 福山市鞆町と沼隈町との海岸線における境界 基点3 福山市鞆町玉津島北端 ア 1から福山市走島町加治屋島北端を見通す線上200メートルの所 イ 3から福山市鞆町弁天島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ かき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
共第428号	鞆の浦漁業協同組合	福山市鞆町津軽島地先	福山市鞆町津軽島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ かき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市鞆町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第429号	鵜の浦漁業協同組合	福山市鞆町地先	次の1ア、アイ、イコ、コケを結んだ4直線とケクを東回りに福山市鞆町仙酔島距岸(鞆町つつじ島を含む)400メートルで結んだ線とクキ、キエ、エ4を結んだ3直線と鞆町鞆港東側防波堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、コウを結んだ直線とウエを距岸50メートル及び鞆港東側防波堤から50メートルの線とエキ、キカを結んだ2直線とカオを弁天島の西側距岸50メートルで結んだ線とオケ、ケコを結んだ2直線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 福山市鞆町と田尻町との海岸線における境界(鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点)から護岸沿い南へ52メートルの所 基点2 福山市鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所(護岸角) 基点3 福山市鞆町福山市鞆文所前防潮堤北端から護岸沿い北へ7メートルの所 基点4 福山市鞆町鞆港東側防波堤突端 基点5 福山市鞆町弁天島北端 基点6 福山市鞆町弁天島南端 基点7 福山市鞆町皇后島西端 基点8 福山市鞆町仙酔島島の口岬西鼻 基点9 福山市鞆町仙酔島赤崎 ア 1から岡山県笠岡市間島の高を見通す線上500メートルの所 イ 2から福山市水呑町竹ヶ端突端を見通す100メートルの所 ウ 3から福山市鞆町仙酔島あがりだての鼻を見通す線上50メートルの所 エ 4から福山市走島町走島出崎の鼻を見通す線上50メートルの所 オ 5から3を見通す線と距岸50メートルの線との交点 カ 6から福山市鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
共第430号	鵜の浦漁業協同組合	福山市鞆町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸400メートルで結んだ線とイウを福山市鞆町津軽島の南回りに距岸200メートルで結んだ線とウエを距岸(鞆町玉津島を含む)400メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、鞆町後地2532-1、2532-2及び2532-3の区域と重複する区域を除く。 基点1 福山市鞆町と沼隈町との海岸線における境界 基点2 福山市鞆町淀媛神社東側防波堤突端 ア 1から香川県観音寺市伊吹町円上島西端を見通す線と距岸400メートルの線との交点 イ 福山市鞆町距岸400メートルの線と津軽島の西側距岸200メートルの線との交点 ウ 福山市鞆町距岸400メートルの線と津軽島の北側距岸200メートルの線との交点 エ 2から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
共第431号	走島漁業協同組合	福山市走島町走島地先	次のアイを結んだ直線とイウを福山市走島町加治屋島北回りに距岸200メートルで結んだ線とウエを結んだ線とエアを走島東回りに距岸200メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1・3を結んだ直線と4オ、オ5を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 福山市走島町走島出崎の鼻 基点2 福山市走島町走島神原の鼻 基点3 福山市走島町加治屋島(南側の島)西端 基点4 福山市走島町加治屋島(南側の島)北端 基点5 2から東へ1番目の鼻北端 ア 1から福山市走島町加治屋島西端を見通す線と走島東回りに距岸200メートルの線との交点 イ 1から福山市走島町加治屋島西端を見通す線と加治屋島距岸200メートルの線との交点 ウ 2から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と加治屋島距岸200メートルの線との交点 エ 2から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と走島距岸200メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第432号	走島漁業協同組合	福山市走島町袴島地先	福山市走島町袴島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第433号	走島漁業協同組合	福山市走島町宇治島地先	福山市走島町宇治島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第434号	走島漁業協同組合	福山市走島町走島地先	福山市走島町走島及び走島町加治屋島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1・2を結んだ直線と3ア、ア4を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 福山市走島町走島出崎の鼻 基点2 福山市走島町加治屋島(南側の島)西端 基点3 福山市走島町加治屋島(南側の島)北端 基点4 福山市走島町走島神原の鼻から東へ1番目の鼻北端 ア 4から0度50メートルの所	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第435号	走島漁業協同組合	福山市走島町袴島地先	福山市走島町袴島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第436号	走島漁業協同組合	福山市走島町宇治島地先	福山市走島町宇治島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第437号	走島漁業協同組合	福山市走島町走島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを福山市走島町走島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 福山市走島町走島出崎の鼻 基点2 走漁港浦友地区南側防波堤南側付け根 ア 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 イ 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線上4,500メートルの所 ウ 2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上6,000メートルの所 エ 2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線の交点	第二種共同漁業	つぼ網	3月21日から6月5日まで、10月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第438号	走島漁業協同組合	福山市走島町瀬ノ石地先	福山市走島町瀬ノ石距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第439号	走島漁業協同組合	福山市走島町城出し磯地先	城出し磯を中心に半径500メートルの円周で囲まれた区域	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第440号	走島漁業協同組合	福山市走島町袴島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを福山市走島町袴島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 福山市走島町袴島北端 基点2 福山市走島町袴島東の浜の鼻 ア 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸500メートルの線との交点 イ 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線上1,800メートルの所 ウ 2から岡山県笠岡市白石島南端を見通す線上1,700メートルの所 エ 2から岡山県笠岡市白石島南端を見通す線と距岸500メートルの線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	3月21日から6月5日まで、10月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第441号	走島漁業協同組合	福山市走島町宇治島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを宇治島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 福山市走島町宇治島穴の口 基点2 福山市走島町宇治島ナメラの鼻 ア 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 イ 1から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線上5,000メートルの所 ウ 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線上5,000メートルの所 エ 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	3月21日から6月5日まで、10月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第442号	走島漁業協同組合	福山市走島町走島地先	次のアイを結んだ直線とイウを走島東回りに距岸500メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカキを走島西回りに距岸600メートルで結んだ線と、キク、クアを結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、5・7を結んだ直線と8ヶ、ヶ9を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 福山市走島町加治屋島西端 基点2 福山市走島町走島神原の鼻 基点3 福山市走島町走島唐船赤岩の鼻 基点4 福山市走島町走島犬吠の鼻 基点5 福山市走島町走島出崎の鼻 基点6 福山市沖のハチカサの瀬の礁 基点7 福山市走島町加治屋島(南側の島)西端 基点8 福山市走島町加治屋島(南側の島)北端 基点9 2から東へ1番目の鼻北端 ア 1から福山市朝町ツツジ島南端を見通す線上2,300メートルの所 イ 2から福山市走島町鴻ノ石燈台を見通す線と距岸500メートルの線との交点 ウ 3から福山市走島町袴島北西端を見通す線と距岸500メートルの線との交点 エ 3から岡山県笠岡市大飛島洲本の港の鼻を見通す線上2,400メートルの所 オ 4から岡山県笠岡市六島南西端を見通す線上2,800メートルの所 カ 4から福山市走島町宇治島火打石の鼻(西端)を見通す線と距岸600メートルの線との交点 キ 5から6を見通す線と距岸600メートルの線との交点 ク 6から福山市朝町狐崎を見通す線上1,500メートルの所	第二種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第443号	走島漁業協同組合	福山市走島町袴島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを福山市走島町袴島西回りに距岸550メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市走島町袴島北端 基点2 福山市走島町袴島南端(長磯の鼻) ア 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸550メートルの線との交点 イ 1から岡山県笠岡市北木島花面山鼻を見通す線上1,500メートルの所 ウ 2から笠岡市六島唐サギ鼻を見通す線上1,800メートルの所 エ 2から福山市走島町宇治島東端を見通す線と距岸550メートルの線との交点	第二種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第444号	走島漁業協同組合	福山市走島町宇治島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市走島町宇治島火打石の鼻 基点2 福山市走島町宇治島惣兵衛網代の鼻 基点3 福山市走島町宇治島南東端(長門の鼻) 基点4 福山市走島町宇治島ナメラの鼻 ア 1から福山市朝町油礮燈台を見通す線上2,700メートルの所 イ 2から岡山県笠岡市大飛島北端を見通す線上800メートルの所 ウ 3から岡山県笠岡市土生島南端を見通す線上2,000メートルの所 エ 3から香川県八升撤礁を見通す線上2,250メートルの所 オ 4から香川県観音寺市伊吹島北西端を見通す線上2,600メートルの所	第二種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	
共第445号	走島漁業協同組合	福山市走島町沖のハチカサの瀬地先	アイを1を中心とした東側を半径500メートルの円弧で結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 福山市沖のハチカサの瀬灯標 ア 1から福山市朝町油礮燈台を見通す線上500メートルの所 イ アから1を見通す延長線上1から500メートルの所 ウ 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上1,600メートルの所 エ 1から福山市内海町当木島南端を見通す線上1,600メートルの所	第二種共同漁業	いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市走島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第446号	千年漁業協同組合	福山市沼隈町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、福山市沼隈町大字常石字小尾越沖2555番及び大字常石字数名中2683番の1の区域と重複する区域を除く。 基点1 福山市沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 基点2 福山市沼隈町と萩町との海岸線における境界 基点3 福山市沼隈町常石数名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央(民家駐車場の北側) 基点4 福山市沼隈町草深山南川河口左岸角 ア 1から福山市内海町田島西の山頂(311メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市沼隈町	
共第447号	千年漁業協同組合	福山市沼隈町常石地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所護岸との交点(護岸角) 基点2 福山市沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 ア 1から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から福山市内海町田島の西の山頂(311メートル)	第一種共同漁業	なまこ あわび類 ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市沼隈町	
共第448号	千年漁業協同組合	福山市沼隈町地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、福山市沼隈町大字常石字小尾越沖2555番及び大字常石字数名中2683番の1の区域と重複する区域を除く。 基点1 福山市沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 基点2 福山市沼隈町と萩町との海岸線における境界 基点3 福山市沼隈町常石数名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央(民家駐車場の北側) 基点4 福山市沼隈町草深山南川河口左岸角 ア 1から福山市内海町田島の西の山頂(311メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つぼ網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市沼隈町	
共第449号	千年漁業協同組合	福山市沼隈町常石地先	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界(標柱)と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所の護岸との交点(護岸角) 基点2 福山市沼隈町常石造船第12ドック(20万トンドック)南東角 ア 1から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から福山市内海町田島の西の山頂(311メートル)を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市沼隈町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第450号	横島漁業協同組合	福山市内海町横島、当木島地先	次の1アを結んだ直線とアイを福山市内海町横島の距岸300メートルで結んだ線とイウを時計回りに当木島の距岸150メートルで結んだ線とウカを北回りに距岸300メートルで結んだ線とカ8、8キ、ク、ク10を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3エを結んだ直線とエオを距岸300メートルで結んだ線とオ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び5ケ、ケコ、コサ、サ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 福山市内海町横島南端(釜戸鼻) 基点2 福山市内海町横島内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角 基点3 2から護岸沿い北東へ59メートルの所(護岸切り欠) 基点4 2から護岸沿い北東へ310メートルの所 基点5 福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ58メートルの所 基点6 福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ3メートルの所 基点7 福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い北へ48メートルの所 基点8 福山市内海町坊地ノ瀬戸における福山市内海町田島と横島の境界(陸橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 基点9 福山市内海町横島地蔵鼻東端 基点10 福山市内海町横島外釜戸旧タンカー棧橋から東へ1番目の鼻南端 ア 1から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す(215度)線と距岸300メートルの線との交点(南側) イ 福山市内海町横島の距岸300メートルの線と当木島の距岸150メートルの線との南側交点 ウ 福山市内海町横島の距岸300メートルの線と当	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	
共第451号	横島漁業協同組合	福山市内海町横島地先	次の1アを結んだ直線とアエを北回りに距岸300メートルで結んだ線とエ8、8オ、オカ、カ10を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3イを結んだ直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び5キ、キク、クケ、ケ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 福山市内海町横島南端(釜戸鼻) 基点2 福山市内海町横島内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角 基点3 2から護岸沿い北東へ59メートルの所(護岸切り欠) 基点4 2から護岸沿い北東へ310メートルの所 基点5 福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ58メートルの所 基点6 福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ3メートルの所 基点7 福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い北へ48メートルの所 基点8 福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と横島の境界(陸橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 基点9 福山市内海町横島地蔵鼻東端 基点10 福山市内海町横島外釜戸旧タンカー棧橋から東へ1番目の鼻南端 ア 1から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す(215度)線と距岸300メートルの線との交点 イ 3から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点 ウ 4から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点 エ 8から尾道市浦崎町ペラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点 オ 8から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	
共第452号	横島漁業協同組合	福山市内海町当木島地先	福山市内海町当木島の距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第451号の区域を除く。	第二種共同漁業	いそ建・も建網 つば網	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第453号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島地先	次の1アを結んだ直線とアイを東回りに距岸(福山市内海町矢ノ島を含む。)200メートルで結んだ線とイウ、ウ1を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と横島の境界(陸橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 基点2 福山市内海町田島獅子落の鼻 基点3 福山市内海町横島地藏鼻東端 ア 1から尾道市浦崎町べらビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から愛媛県越智郡上島町百貫島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と2・3を結んだ線との交点	第一種共同漁業	あさり なまこ えむし さざえ ひじき わかめ	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
共第454号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島地先	次の1アを結んだ直線とアイを東回りに距岸(福山市内海町矢ノ島を含む。)200メートルで結んだ線とイウ、ウ1を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と福山市内海町横島の境界(陸橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 基点2 福山市内海町田島獅子落の鼻 基点3 福山市内海町横島地藏鼻東端 ア 1から尾道市浦崎町べらビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点 イ 2から愛媛県越智郡上島町百貫島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と2・3を結んだ線との交点	第二種共同漁業	いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
共第455号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島地先	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸500メートルで結んだ線とウエ、エオ、オ3、3カを結んだ4直線とカキを距岸(福山市内海町矢ノ島を含む。)200メートルで結んだ線とキ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交点東の護岸点から護岸沿い南へ273メートルの所 基点2 福山市内海町田島獅子落の鼻 基点3 福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と横島の境界(陸橋の東から3番目と4番目の橋脚中央) 基点4 福山市内海町田島馬場崎北端 基点5 福山市内海町田島馬場崎の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所 ア 5から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と1から福山市沼隈町阿伏見岬突端を見通す線との交点 イ 5から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 ウ 2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 エ 2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上200メートルの所 オ 2から福山市内海町横島地藏鼻を見通す線と3から魚島の高を見通す線との交点 カ 3から尾道市浦崎町べらビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
共第456号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島地先	次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島獅子落の鼻 基点2 福山市内海町田島馬場崎の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所 基点3 愛媛県越智郡上島町百貫島北端 基点4 愛媛県越智郡上島町百貫島北端から福山市内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点 ア 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 イ 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 ウ 2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と3から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点 エ 3から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と4から走島町宇治島北西端を見通す線との交点	第二種共同漁業	つぼ網	4月1日から6月15日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第457号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島地先	次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島獅子落の鼻 基点2 福山市内海町田島箱崎漁港北側防波堤南側付け根 基点3 愛媛県越智郡上島町百貴島北端 基点4 愛媛県越智郡上島町百貴島北端から福山市内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点 ア 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点 イ 2から156度30分の線と距岸500メートルの線との交点 ウ 2から156度30分の線と3から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点 エ 3から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と4から走島町宇治島北西端を見通す線との交点 オ 4から福山市走島町宇治島北西端を見通す線と	第二種共同漁業	つぼ網	10月25日から翌年1月25日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	